



# 長野県報

12月25日(火)  
平成30年  
(2018年)  
第3037号

## 目次

### 条 例

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課) .....	3
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(国際課) .....	19
介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する 条例(介護支援課、障がい者支援課) .....	19
介護医療院の施設の基準に関する条例の一部を改正する条例(介護支援課) .....	28
勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例(労働雇用課) .....	35
長野県議会委員会条例の一部を改正する条例(議事課) .....	36
長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教 育課) .....	36
長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(警務課) .....	52

### 規 則

長野県組織規則の一部を改正する規則(人事課) .....	61
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) .....	61
職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) .....	62
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) .....	63
平成30年12月に支給する勤勉手当等の額の特例に関する規則(人事委員会事務局) .....	63
給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) .....	65

### 告 示

平成30年12月14日成立した平成30年度補正予算の要領(財政課) .....	66
平成30年12月14日長野県議会定例会において認定された平成29年度歳入歳出決算及びこれに対する監査委員の審 査意見(財政課) .....	66
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(4件)(森林づくり推進課) .....	74

### 公 告

特定調達契約に係る一般競争入札(消防課) .....	75
特定調達契約に係る一般競争入札(情報政策課) .....	76
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課) .....	78

## 本号で公布された条例のあらまし

## ◇ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第40号）

1 人事委員会勧告に基づき、給料表、勤勉手当及び宿日直手当について改定したほか、所要の改正を行いました。

## (1) 一般職の職員の給与に関する条例

## ア 給料表

公民較差0.15%を解消するため給料月額の上上げを行いました。

## イ 勤勉手当

年間支給月数を1.85月（改正前：1.80月）に引き上げました。

## ウ 宿日直手当

医師の宿日直手当を21,000円（改正前：20,000円）に、通常の宿日直手当を4,400円（改正前：4,200円）に引き上げました。

## (2) 特別職の職員の給与に関する条例

期末手当の年間支給月数を3.35月（改正前：3.30月）に引き上げました。

2 この条例は、公布の日（一部の規定は、平成31年1月1日、同年4月1日）から施行し、1の(1)のア及びウは平成30年4月1日から、1の(1)のイ及び(2)は同年12月1日から適用します。

## ◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第41号）

1 住民サービスの向上のため、軽井沢町からの要望を踏まえ、旅券法の規定に基づく一般旅券の発給の申請の受理、交付等の知事の事務権限を移譲することとしました。

2 この条例は、平成31年4月1日から施行します。

## ◇ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（条例第42号）

1 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、介護保険と障害福祉の相互に共通するサービスについて、利用者のニーズに応じ、介護保険サービスの事業者が障害福祉サービス等を、障害福祉サービス等の事業者が介護保険サービスを提供できるようにする共生型サービスの制度が創設されたことに伴い、共生型サービスに係る従業者、設備及び運営の基準を定めました。

2 この条例は、平成31年4月1日から施行します。

## ◇ 介護医療院の施設の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

1 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による介護保険法の一部改正において、平成35年度末で廃止となる介護療養型医療施設の転換先として想定される「介護医療院」が創設されたことに伴い、介護医療院に係る従業者、設備及び運営の基準を定めました。

2 この条例は、平成31年4月1日から施行します。

## ◇ 勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例（条例第44号）

1 長野県飯田勤労者福祉センターを廃止し、飯田市へ移管することに伴い、所要の改正を行いました。

2 この条例は、平成31年4月1日から施行します。

## ◇ 長野県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第45号）

1 議員定数の改正に伴い常任委員会の委員定数を改正するとともに、各常任委員会における審議の現状を踏まえ所管事項等の改正を行いました。

2 この条例は、次の一般選挙により選挙された議員の任期が始まる日から施行します。

## ◇ 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第46号）

1 人事委員会勧告に基づき、給料表を改定したほか、所要の改正を行いました。

2 この条例は、公布の日（一部の規定は、平成31年1月1日）から施行し、平成30年4月1日から適用します。

## ◇ 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第47号）

1 人事委員会勧告に基づき、給料表を改定したほか、所要の改正を行いました。

2 この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用します。

**条 例**

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年12月25日

長野県知事 阿 部 守 一

**長野県条例第40号**

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第17条の3第1項第8号中「100分の2」を「100分の1.7」に改める。

第27条中「100分の8.25」を「100分の7.95」に改める。

第31条第2項第1号中「2万円」を「2万1,000円」に改め、同項第2号中「5,900円」を「6,100円」に改め、同項第3号中「4,200円」を「4,400円」に改め、同条第3項中「2万1,000円」を「2万2,000円」に改め、同項ただし書中「1万500円」を「1万1,000円」に改める。

第36条第1項第1号中「、100分の90」を「100分の95」に、「100分の110」を「100分の115」に改め、同項第2号中「、100分の42.5」を「100分の47.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

（別表第1）（第6条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	147,200	198,100	234,900	268,600	295,100	326,000	370,700	416,800	468,200
	2	148,300	200,000	236,500	270,600	297,300	328,300	373,300	419,300	471,400
	3	149,500	201,800	238,100	272,400	299,700	330,600	375,800	421,900	474,500
	4	150,600	203,600	239,700	274,500	301,800	332,900	378,400	424,300	477,500
	5	151,800	205,200	241,100	276,300	303,800	335,100	380,400	426,200	480,600
	6	152,900	207,000	242,900	278,200	306,100	337,200	382,900	428,600	483,700
	7	154,000	208,900	244,400	280,200	308,500	339,400	385,300	430,700	486,700
	8	155,100	210,700	246,000	282,300	310,700	341,700	387,800	433,000	489,900
	9	156,200	212,300	247,300	284,400	312,600	343,600	390,300	435,000	492,600
	10	157,700	214,200	248,800	286,400	315,000	345,900	393,000	437,200	495,800
	11	159,000	216,000	250,400	288,500	317,200	347,900	395,700	439,300	498,900
	12	160,300	217,800	251,900	290,600	319,600	350,100	398,500	441,500	502,000
	13	161,700	219,300	253,400	292,600	321,700	352,000	400,900	443,200	504,800
	14	163,200	221,100	254,900	294,800	323,900	354,000	403,300	445,000	507,200
	15	164,700	222,900	256,300	296,800	326,100	356,100	405,500	447,100	509,500
	16	166,400	224,700	257,700	298,900	328,300	358,100	408,000	449,100	511,900
	17	167,700	226,400	259,200	300,700	330,200	359,800	409,800	451,100	514,000
	18	169,200	228,200	260,900	302,700	332,300	361,900	411,800	452,900	515,400
	19	170,800	229,800	262,600	304,900	334,300	363,700	413,800	454,700	517,000
	20	172,300	231,400	264,400	306,900	336,400	365,700	415,600	456,500	518,400
	21	173,700	232,900	266,100	308,900	338,100	367,600	417,600	458,300	519,600
	22	176,500	234,600	267,900	311,000	340,200	369,600	419,400	459,900	521,000
	23	179,100	236,200	269,600	313,100	342,300	371,600	421,200	461,300	522,600
	24	181,800	237,900	271,400	315,200	344,400	373,500	423,200	462,800	524,100
	25	184,500	239,000	273,300	316,900	345,900	375,600	425,000	464,200	525,200
	26	186,300	240,500	275,300	319,100	347,800	377,500	426,600	465,600	526,400
	27	187,900	242,000	277,100	321,100	349,700	379,600	428,100	466,900	527,600
	28	189,700	243,300	278,900	323,200	351,700	381,600	429,700	468,100	528,800

	29	191,200	244,600	280,700	324,900	353,300	383,100	431,400	469,200	529,800
	30	192,900	245,800	282,600	327,000	355,200	385,000	432,700	469,900	530,800
	31	194,800	246,900	284,600	329,100	357,200	386,800	434,000	470,700	531,700
	32	196,500	248,100	286,300	331,200	359,000	388,400	435,200	471,400	532,600
	33	198,100	249,400	287,800	332,500	361,000	390,300	436,500	472,100	533,400
	34	199,600	250,500	289,800	334,500	362,800	391,700	437,800	472,900	534,300
	35	201,100	251,800	291,600	336,500	364,600	393,300	439,100	473,600	535,000
	36	202,600	253,100	293,500	338,600	366,400	394,900	440,300	474,300	535,600
	37	204,000	254,000	295,200	340,500	367,800	396,300	441,600	474,800	536,300
	38	205,300	255,400	296,900	342,500	369,100	397,500	442,400	475,400	536,900
	39	206,500	256,900	298,800	344,500	370,600	398,800	443,200	476,000	537,700
	40	207,800	258,300	300,600	346,500	372,000	399,900	444,000	476,600	538,300
	41	209,200	259,700	302,100	348,400	373,300	401,000	444,600	477,100	538,800
	42	210,500	261,200	303,900	350,300	374,200	402,200	445,400	477,600	
	43	211,800	262,600	305,400	352,200	375,400	403,500	446,100	478,000	
	44	213,100	263,900	307,000	354,100	376,500	404,600	446,800	478,300	
	45	214,300	265,100	308,700	355,700	377,300	405,300	447,600	478,700	
	46	215,600	266,500	310,400	357,100	378,200	406,000	448,400		
	47	216,900	267,900	312,000	358,600	379,200	406,700	448,800		
	48	218,300	269,200	313,800	360,200	380,100	407,500	449,500		
	49	219,400	270,400	314,700	361,800	381,000	408,100	450,000		
	50	220,500	271,500	316,200	362,600	381,800	408,700	450,500		
	51	221,500	272,800	317,800	363,800	382,600	409,200	450,900		
	52	222,700	274,100	319,400	364,900	383,400	409,600	451,300		
	53	223,800	275,200	321,000	365,800	384,200	410,000	451,700		
	54	224,800	276,300	322,700	366,900	384,900	410,300	452,100		
	55	225,700	277,600	324,300	367,800	385,600	410,600	452,500		
	56	226,700	278,900	325,800	368,900	386,300	410,900	452,800		
	57	227,100	279,900	327,400	369,900	386,800	411,200	453,100		
	58	228,100	280,900	328,600	370,600	387,400	411,500	453,500		
	59	228,900	281,800	329,800	371,300	388,000	411,800	453,800		
	60	229,700	282,900	331,000	372,000	388,800	412,100	454,100		
	61	230,400	284,000	331,800	372,400	389,200	412,500	454,400		
	62	231,400	285,100	332,700	373,000	389,900	412,800			
	63	232,300	286,000	333,500	373,700	390,500	413,100			
	64	233,200	287,000	334,300	374,500	391,100	413,400			
再任用 職員以 外の職 員	65	233,900	287,500	335,200	374,800	391,500	413,700			
	66	234,700	288,400	335,600	375,500	392,100	414,000			
	67	235,600	289,200	336,400	376,200	392,700	414,300			
	68	236,600	290,100	337,200	376,900	393,400	414,600			
	69	237,400	291,100	338,000	377,200	393,800	414,800			
	70	238,100	291,900	338,700	377,800	394,300	415,100			
	71	238,700	292,700	339,400	378,500	394,800	415,400			
	72	239,500	293,500	340,100	379,200	395,400	415,700			
	73	240,300	294,400	340,600	379,500	395,700	415,900			
	74	241,000	294,900	341,300	380,100	396,100	416,200			
	75	241,800	295,300	341,800	380,800	396,500	416,500			
	76	242,400	295,800	342,400	381,400	396,900	416,700			
	77	243,100	296,000	342,700	381,800	397,200	417,000			

	78	243,900	296,300	343,200	382,300	397,500	417,300			
	79	244,700	296,500	343,600	382,900	397,800	417,600			
	80	245,400	296,900	344,100	383,400	398,200	417,800			
	81	245,900	297,100	344,500	384,000	398,400	418,000			
	82	246,700	297,300	345,000	384,600	398,700	418,300			
	83	247,400	297,700	345,500	385,100	399,000	418,600			
	84	248,100	298,000	346,100	385,400	399,200	418,800			
	85	248,700	298,300	346,400	385,800	399,400	419,000			
	86	249,400	298,700	346,800	386,300	399,700				
	87	250,100	299,000	347,300	386,700	400,000				
	88	250,800	299,400	347,700	387,100	400,200				
	89	251,400	299,700	348,000	387,500	400,400				
	90	251,900	300,100	348,400	388,000	400,700				
	91	252,200	300,400	348,900	388,400	401,000				
	92	252,600	300,800	349,300	388,900	401,200				
	93	252,900	301,000	349,500	389,200	401,400				
	94		301,200	349,900	389,700					
	95		301,500	350,400	390,100					
	96		301,900	350,900	390,500					
	97		302,100	351,100	390,800					
	98		302,400	351,500	391,300					
	99		302,800	351,900	391,700					
	100		303,300	352,200	392,100					
	101		303,500	352,500	392,400					
	102		303,800	352,900						
	103		304,200	353,300						
	104		304,500	353,700						
	105		304,700	354,200						
	106		305,000	354,600						
	107		305,400	355,000						
	108		305,700	355,500						
	109		305,900	356,000						
	110		306,300	356,400						
	111		306,700	356,700						
	112		307,000	357,000						
	113		307,200	357,500						
	114		307,400							
	115		307,700							
	116		308,200							
	117		308,400							
	118		308,600							
	119		308,900							
	120		309,200							
	121		309,600							
	122		309,800							
	123		310,100							
	124		310,400							
	125		310,700							
再任用 職員		191,700	219,800	260,700	280,500	295,900	321,800	364,400	398,300	450,500

(備考) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

(別表第2)(第6条関係)

## 研究職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	147,400	198,100	286,200	338,600	397,100
	2	148,500	200,800	288,600	340,800	400,100
	3	149,700	203,200	291,100	343,100	402,800
	4	150,800	205,700	293,500	345,100	405,600
	5	152,000	208,200	295,900	347,000	407,800
	6	153,300	210,600	298,100	349,100	410,500
	7	154,600	212,900	300,200	351,300	413,300
	8	155,900	215,200	302,200	353,300	416,000
	9	157,100	217,300	304,400	355,000	418,600
	10	158,800	219,700	307,000	357,100	421,200
	11	160,400	222,200	309,700	359,200	424,000
	12	162,100	224,600	312,500	361,200	426,900
	13	163,600	226,600	314,700	363,200	429,500
	14	165,500	229,100	317,300	365,200	432,300
	15	167,500	231,500	319,900	367,000	435,100
	16	169,500	234,000	322,800	368,900	437,900
	17	171,400	236,200	325,400	370,700	440,400
	18	173,600	239,100	327,700	372,600	443,100
	19	175,900	242,100	329,900	374,400	445,700
	20	178,000	245,000	332,100	376,400	448,300
	21	180,300	247,600	334,300	377,900	450,900
	22	182,700	250,300	336,400	380,000	453,500
	23	185,100	252,900	338,400	381,700	456,200
	24	187,400	255,600	340,400	383,600	458,700
	25	189,600	258,400	342,400	385,100	461,000
	26	191,800	260,900	344,300	386,800	463,300
	27	193,900	263,200	346,200	388,800	465,900
	28	196,100	265,500	348,000	390,700	468,400
	29	198,200	268,100	349,900	392,400	471,000
	30	199,900	270,400	351,700	394,400	473,500
	31	201,700	272,300	353,200	396,300	476,100
	32	203,400	274,400	354,900	398,300	478,700
	33	205,300	276,200	356,200	399,900	481,000
	34	207,200	278,200	357,600	401,700	483,500
	35	209,200	280,400	358,900	403,400	485,900
	36	211,100	282,300	360,500	405,200	488,500
	37	212,600	284,300	361,700	406,400	490,900
	38	214,600	285,800	363,100	408,000	493,500
	39	216,500	287,000	364,300	409,400	495,900
	40	218,500	288,500	365,800	410,800	498,500
	41	220,300	290,000	366,500	412,300	500,800
	42	222,200	290,900	367,600	413,600	503,100
	43	224,200	291,900	368,800	415,100	505,300
	44	226,100	292,900	370,000	416,700	507,600

	45	227,900	293,600	371,100	418,200	509,300
	46	229,800	294,900	372,300	419,400	510,800
	47	231,600	296,100	373,600	421,000	512,500
	48	233,500	297,300	374,800	422,700	514,000
	49	235,200	298,700	375,900	424,000	515,700
	50	237,100	300,000	377,200	425,400	517,200
	51	238,800	301,100	378,500	427,000	518,600
	52	240,500	302,200	379,900	428,400	520,100
	53	242,000	303,500	380,600	429,800	521,300
	54	243,800	304,700	381,600	431,300	522,500
	55	245,500	306,000	382,500	432,700	523,700
	56	247,200	307,100	383,500	434,100	524,900
再任用	57	248,400	308,000	384,400	435,200	525,800
職員以	58	249,600	309,100	385,200	436,600	526,900
外の職	59	250,600	310,300	385,900	438,000	527,900
員	60	251,800	311,400	386,600	439,300	528,900
	61	252,900	312,300	387,200	440,100	530,000
	62	254,000	313,500	387,900	441,100	531,000
	63	254,900	314,600	388,900	442,100	531,700
	64	256,100	315,700	389,800	443,000	532,400
	65	257,300	316,500	390,400	443,900	533,200
	66	258,300	317,700	391,200	444,700	534,000
	67	259,400	318,600	392,000	445,400	534,800
	68	260,300	319,600	392,800	446,200	535,700
	69	261,300	320,600	393,500	446,600	536,400
	70	262,700	321,600	394,200	447,200	537,200
	71	264,200	322,800	394,900	447,700	538,000
	72	265,600	323,900	395,600	448,200	538,800
	73	267,000	324,400	396,300	448,700	539,500
	74	268,400	325,400	396,900		
	75	269,800	326,500	397,500		
	76	271,000	327,700	398,300		
	77	272,100	328,800	399,000		
	78	273,300	329,800	399,600		
	79	274,600	330,700	400,200		
	80	275,800	331,700	400,800		
	81	277,000	332,800	401,400		
	82	278,300	333,600	402,000		
	83	279,700	334,300	402,600		
	84	280,900	335,100	403,300		
	85	282,000	335,600	403,800		
	86	283,100	336,100	404,300		
	87	284,500	336,700	404,800		
	88	285,700	337,200	405,500		
	89	286,500	337,500	405,900		
	90	287,700	338,000	406,400		
	91	288,700	338,500	406,900		
	92	290,000	339,000	407,700		
	93	290,900	339,300	408,100		
	94	291,900	339,700	408,600		

	95	292,900	340,200	409,100		
	96	294,000	340,700	409,800		
	97	294,300	341,300	410,200		
	98	295,200	341,800			
	99	295,900	342,300			
	100	296,800	342,800			
	101	297,700	343,300			
	102	298,500	343,800			
	103	299,200	344,300			
	104	299,900	344,800			
	105	300,600	345,300			
	106	301,100	345,700			
	107	301,600	346,300			
	108	302,100	346,700			
	109	302,300	347,200			
	110	302,700	347,600			
	111	303,000	348,100			
	112	303,400	348,500			
	113	303,700	349,000			
	114	304,000	349,400			
	115	304,300	349,900			
	116	304,600	350,300			
	117	304,900	350,900			
	118	305,300	351,300			
	119	305,600	351,700			
	120	306,000	352,100			
	121	306,300	352,500			
再任用 職員		222,100	264,200	289,600	332,900	392,600

(備考) この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(別表第3)(第6条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	253,200	340,200	406,400	481,800
	2	255,700	343,300	409,400	484,200
	3	258,300	346,300	412,400	486,400
	4	260,900	349,300	415,200	488,800
	5	263,100	352,100	417,900	491,000
	6	267,000	355,500	420,600	493,300
	7	270,900	358,600	423,500	495,500
	8	274,700	361,800	426,200	497,800
	9	278,400	364,600	428,500	499,800
	10	282,500	367,600	431,300	501,900
	11	286,600	370,800	433,900	504,100
	12	290,700	374,000	436,700	506,200



	13	294,600	377,000	439,100	508,400
	14	298,700	380,700	441,700	510,500
	15	302,600	384,000	444,100	512,700
	16	306,600	387,700	446,700	514,800
	17	310,400	391,400	448,700	517,000
	18	314,100	394,200	451,200	519,000
	19	317,700	397,000	453,500	521,000
	20	321,300	399,800	456,000	523,100
	21	325,000	402,600	457,500	524,900
	22	328,800	405,300	460,000	526,800
	23	332,400	408,000	462,300	528,700
	24	335,900	410,400	464,700	530,700
	25	339,500	412,500	466,700	532,400
	26	342,400	414,800	469,100	534,200
	27	345,000	417,100	471,300	536,100
	28	347,700	419,400	473,600	537,900
	29	350,500	421,800	475,800	539,500
	30	352,700	423,900	478,100	541,400
	31	354,900	425,900	480,500	543,200
	32	357,400	428,100	482,700	545,100
	33	359,600	430,000	484,800	546,700
	34	362,100	431,900	486,900	548,500
	35	364,300	433,700	489,100	550,300
	36	366,900	435,700	491,200	552,100
	37	369,100	437,700	493,400	553,700
	38	371,600	439,700	495,200	555,400
	39	374,000	441,700	497,000	556,800
	40	376,300	443,700	498,900	558,400
	41	378,600	445,600	500,600	560,000
	42	380,100	447,400	502,500	561,400
	43	381,600	449,100	504,300	562,800
	44	383,000	451,000	506,100	564,200
	45	384,300	452,800	507,800	565,400
	46	385,700	454,600	509,500	566,400
	47	387,200	456,500	511,300	567,400
	48	388,800	458,200	513,200	568,400
	49	389,900	460,100	514,800	569,500
	50	390,900	461,800	516,100	570,400
	51	391,900	463,600	517,500	571,300
	52	392,700	465,500	518,800	572,200
	53	393,700	467,400	519,800	573,000
	54	394,600	468,600	521,200	574,000
	55	395,300	469,900	522,500	574,900
	56	396,200	471,100	523,800	575,800
	57	396,900	472,300	524,800	576,700
	58	397,800	473,300	525,600	577,600
	59	398,700	474,400	526,500	578,600
	60	399,500	475,400	527,300	579,300
	61	400,000	476,200	528,200	580,200

再任用  
職員以  
外の職  
員

	62	400,500	476,900	529,000	581,100
	63	400,900	477,600	529,900	582,000
	64	401,400	478,300	530,800	583,000
	65	401,700	479,100	531,700	583,900
	66		479,800	532,600	
	67		480,500	533,300	
	68		481,100	534,200	
	69		481,400	535,100	
	70		482,100	536,000	
	71		482,800	536,900	
	72		483,600	537,800	
	73		484,000	538,600	
	74		484,600	539,500	
	75		485,300	540,500	
	76		486,000	541,200	
	77		486,400	542,000	
	78		487,000	542,900	
	79		487,600	543,800	
	80		488,200	544,700	
	81		488,800	545,600	
	82		489,300	546,500	
	83		489,800	547,400	
	84		490,300	548,300	
	85		490,700	549,100	
	86		491,300	550,100	
	87		491,700	551,000	
	88		492,200	551,900	
	89		492,800	552,700	
	90		493,400		
	91		494,000		
	92		494,400		
	93		494,900		
	94		495,500		
	95		496,100		
	96		496,700		
	97		497,200		
再任用 職員		302,500	345,900	401,400	476,000

(備考) この表は、医師又は歯科医師である職員で人事委員会の定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	152,200	190,900	226,800	253,400	285,900	334,000	379,100
	2	153,600	192,500	228,500	254,600	287,900	336,000	381,800
	3	155,000	194,100	230,100	255,900	290,200	338,300	384,500
	4	156,500	195,800	231,700	257,300	292,300	340,500	387,200
	5	157,700	197,300	233,200	258,500	294,500	342,400	389,700

	6	159,500	198,800	234,800	259,700	296,600	344,600	392,400
	7	161,300	200,500	236,300	261,000	298,800	346,700	395,100
	8	163,000	202,000	238,000	262,100	300,900	348,900	397,800
	9	164,700	203,600	239,100	263,400	302,900	350,800	400,000
	10	166,500	205,400	240,600	264,400	305,200	352,900	402,300
	11	168,200	207,000	242,100	265,500	307,300	355,000	404,600
	12	170,000	208,800	243,300	266,500	309,600	357,200	406,800
	13	171,600	210,200	244,900	267,800	311,600	358,700	409,000
	14	173,500	211,800	246,400	269,100	313,600	360,800	411,000
	15	175,600	213,500	247,600	270,800	315,700	362,700	413,100
	16	177,500	215,100	249,000	272,200	317,800	364,700	415,200
	17	179,400	216,500	249,900	273,700	319,800	366,600	417,100
	18	181,400	218,200	251,200	275,600	321,800	368,600	419,100
	19	183,200	219,900	252,400	277,400	324,000	370,700	421,000
	20	185,200	221,600	253,600	279,200	326,100	372,700	423,200
	21	187,100	223,000	255,000	281,100	328,000	374,600	425,000
	22	188,600	224,500	256,100	282,900	330,000	376,600	426,700
	23	190,200	225,900	257,100	284,800	331,900	378,700	428,300
	24	191,700	227,500	258,200	286,500	333,900	380,900	429,800
	25	193,300	228,900	259,400	288,300	335,600	382,300	431,400
	26	194,700	230,300	260,800	290,300	337,600	384,200	432,700
	27	196,200	231,600	262,200	292,200	339,600	386,000	434,000
	28	197,600	233,000	263,700	294,100	341,700	387,700	435,300
	29	199,200	234,300	265,100	295,800	343,000	389,600	436,700
	30	200,400	235,700	266,900	297,600	344,800	391,100	437,900
	31	201,700	237,300	268,600	299,500	346,600	392,700	439,100
	32	203,000	238,700	270,300	301,400	348,400	394,500	440,200
	33	204,500	239,800	271,700	303,100	350,100	395,800	441,500
	34	205,900	241,100	273,500	304,900	352,000	397,100	442,700
	35	207,200	242,200	275,300	306,700	353,900	398,500	443,900
	36	208,700	243,500	277,000	308,600	355,800	399,700	445,100
	37	209,800	244,900	278,500	309,900	357,600	400,800	446,500
	38	211,100	246,200	280,300	311,600	359,300	402,000	447,300
	39	212,400	247,400	282,000	313,200	361,000	403,200	447,700
	40	213,800	248,700	283,600	314,800	362,700	404,300	448,400
	41	214,900	250,000	285,200	316,500	363,900	405,100	448,900
	42	216,100	251,200	286,800	318,300	365,100	405,900	449,300
	43	217,300	252,400	288,500	319,900	366,300	406,700	449,700
	44	218,600	253,500	290,300	321,600	367,500	407,600	450,200
	45	219,800	254,600	291,800	322,600	368,700	408,000	450,600
	46	220,900	256,100	293,500	324,000	369,600	408,600	451,000
	47	221,900	257,600	295,300	325,500	370,800	409,100	451,400
	48	223,100	258,900	296,900	327,200	371,900	409,500	451,700
	49	224,100	260,600	298,100	328,600	372,900	409,900	452,000
	50	225,100	262,000	299,800	329,900	373,900	410,200	452,400
再任用 職員以 外の職 員	51	226,000	263,400	301,100	331,100	375,000	410,500	452,700
	52	227,000	264,700	302,700	332,500	376,000	410,800	453,000
	53	227,500	265,900	304,100	333,600	376,800	411,100	453,300
	54	228,400	267,300	305,600	334,600	377,600	411,400	
	55	229,100	268,700	307,000	335,700	378,500	411,700	

56	230,000	270,100	308,600	336,800	379,500	412,000
57	230,700	270,900	309,600	337,300	380,000	412,400
58	231,600	272,200	310,800	338,200	380,800	412,700
59	232,400	273,500	312,000	339,000	381,600	413,000
60	233,200	274,900	313,500	339,900	382,400	413,400
61	234,100	275,800	314,800	340,700	382,800	413,600
62	234,900	277,000	316,000	341,000	383,500	413,900
63	235,800	278,300	317,300	341,700	384,300	414,200
64	236,800	279,700	318,600	342,400	385,000	414,500
65	237,500	280,500	320,000	343,000	385,400	414,700
66	238,300	281,600	320,800	343,700	386,000	
67	239,100	282,500	321,600	344,400	386,700	
68	239,900	283,600	322,500	345,100	387,300	
69	240,600	284,700	323,100	345,900	387,700	
70	241,300	285,700	323,800	346,400	388,200	
71	242,100	286,800	324,500	347,000	388,800	
72	242,700	287,900	325,100	347,600	389,300	
73	243,400	288,500	325,800	347,900	389,900	
74	244,200	289,300	326,000	348,500	390,400	
75	245,000	289,800	326,600	349,000	391,000	
76	245,700	290,600	327,300	349,600	391,600	
77	246,100	291,400	327,900	350,100	392,100	
78	246,800	292,000	328,400	350,700	392,600	
79	247,400	292,600	328,900	351,200	393,100	
80	248,000	293,200	329,400	351,600	393,700	
81	248,300	294,000	330,000	351,900	394,000	
82	248,700	294,500	330,500	352,200	394,500	
83	249,100	294,900	330,900	352,600	394,900	
84	249,400	295,300	331,400	352,900	395,300	
85	249,700	295,500	332,000	353,400	395,700	
86		295,700	332,400	353,700	396,200	
87		295,900	332,600	354,000	396,600	
88		296,100	333,000	354,300	397,000	
89		296,500	333,400	354,700	397,400	
90		296,700	333,800	355,000	398,000	
91		296,900	334,200	355,500	398,400	
92		297,100	334,600	355,800	398,800	
93		297,500	334,900	356,200	399,200	
94		297,700	335,100	356,500		
95		297,900	335,500	356,800		
96		298,200	335,800	357,100		
97		298,700	336,000	357,400		
98		299,000	336,400	357,800		
99		299,200	336,700	358,200		
100		299,500	337,000	358,600		
101		299,800	337,200	359,100		
102		300,000	337,500	359,500		
103		300,200	337,900	359,900		
104		300,500	338,100	360,400		

	105		300,800	338,300	360,900			
	106			338,500				
	107			338,900				
	108			339,100				
	109			339,300				
	110			339,700				
	111			340,100				
	112			340,500				
	113			340,700				
再任用 職員		192,700	219,900	248,700	262,400	288,100	329,700	372,800

(備考) この表は、保健福祉事務所等に勤務する薬剤師、獣医師、管理栄養士、診療放射線技師、衛生検査技師等で人事委員会の定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	166,500	194,600	243,600	266,700	292,000	337,200
	2	167,900	196,700	245,400	267,700	293,900	339,300
	3	169,400	198,800	247,300	268,600	295,700	341,400
	4	170,900	200,900	249,100	269,700	297,600	343,600
	5	172,400	203,000	250,500	270,400	299,400	345,600
	6	173,900	205,400	251,900	271,400	301,200	347,800
	7	175,500	207,700	253,000	272,200	303,100	349,900
	8	177,000	210,100	254,300	273,200	305,000	352,100
	9	178,300	212,500	255,300	274,300	306,900	353,600
	10	180,100	214,000	256,500	275,200	308,900	355,700
	11	181,700	215,400	257,400	276,300	310,700	357,600
	12	183,200	216,600	258,300	277,500	312,600	359,600
	13	184,800	218,100	259,500	278,800	314,200	361,600
	14	186,800	219,500	260,700	280,100	315,800	363,700
	15	188,800	221,000	261,500	281,300	317,700	365,900
	16	190,900	222,200	262,500	282,700	319,500	367,900
	17	193,100	223,700	263,100	284,000	321,200	370,000
	18	195,300	225,200	264,000	285,500	322,900	372,000
	19	197,400	226,700	265,000	286,700	324,600	374,100
	20	199,600	228,300	266,000	288,000	326,300	376,300
	21	201,700	229,500	266,900	289,700	327,800	378,000
	22	204,000	231,200	267,900	291,300	329,300	380,200
	23	206,200	233,000	268,800	292,800	330,800	382,300
	24	208,500	234,700	269,800	294,300	332,400	384,400
	25	210,500	236,000	271,100	295,600	333,800	386,400
	26	211,800	237,800	272,200	297,400	335,200	388,000
	27	213,000	239,500	273,400	299,300	336,800	390,000
	28	214,400	241,200	274,600	301,000	338,400	391,900
	29	215,600	242,900	275,900	302,300	339,500	393,800
	30	216,700	244,300	277,400	304,000	341,000	395,500
	31	218,100	245,600	279,000	305,600	342,500	397,400
	32	219,300	246,800	280,500	307,300	344,000	399,300

	33	220,600	248,000	282,100	308,800	345,600	401,000
	34	221,900	249,100	283,600	310,300	347,200	402,800
	35	223,300	250,000	285,000	311,900	348,800	404,600
	36	224,600	251,200	286,300	313,600	350,300	406,300
	37	225,800	252,100	287,900	314,900	352,100	408,000
	38	227,200	253,200	289,400	316,300	353,700	409,700
	39	228,600	254,100	290,900	317,800	355,200	411,500
	40	230,000	255,200	292,300	319,400	356,900	413,400
	41	230,900	255,700	293,600	320,900	358,100	414,900
	42	232,400	256,700	295,200	322,400	359,600	416,400
	43	233,800	257,600	296,700	323,800	361,200	418,000
	44	235,200	258,500	298,300	325,300	362,600	419,300
	45	236,400	259,300	299,700	326,100	364,200	420,400
	46	237,900	260,300	301,100	327,600	365,300	421,500
	47	239,200	261,300	302,600	329,000	366,800	422,700
	48	240,500	262,300	304,200	330,500	368,100	423,900
	49	241,500	263,300	305,300	331,700	369,600	425,200
	50	242,700	264,400	306,600	333,100	371,000	426,300
	51	243,700	265,700	307,800	334,400	372,300	427,600
	52	244,800	266,900	309,300	335,700	373,700	428,700
	53	245,700	268,000	310,700	337,200	375,300	429,900
	54	246,900	269,500	312,000	338,600	376,500	430,900
	55	247,900	271,000	313,500	340,000	377,600	432,100
	56	248,900	272,400	314,900	341,400	378,800	433,200
	57	249,600	273,900	315,700	342,300	380,000	434,300
	58	250,600	275,600	316,900	343,600	380,900	434,800
	59	251,400	277,100	318,200	344,800	381,900	435,400
	60	252,400	278,600	319,600	346,200	382,900	435,900
	61	253,300	280,100	320,700	347,300	383,500	436,500
	62	254,300	281,600	322,000	348,200	384,400	437,000
	63	255,100	283,100	323,400	349,400	385,200	437,400
	64	256,200	284,500	324,600	350,800	386,000	437,900
	65	257,100	285,900	325,900	351,900	386,700	438,500
	66	258,000	287,400	327,300	353,100	387,400	438,900
	67	259,100	288,900	328,600	354,300	388,200	439,200
	68	260,000	290,500	329,900	355,500	389,000	439,500
	69	260,900	291,600	330,600	356,500	389,600	439,900
	70	262,000	293,100	331,800	357,500	390,200	
	71	263,100	294,700	332,900	358,600	390,900	
	72	264,200	296,100	333,800	359,700	391,500	
	73	265,700	297,100	335,100	360,600	392,200	
	74	267,000	298,600	335,800	361,700	392,700	
	75	268,300	299,800	337,000	362,800	393,400	
	76	269,500	301,100	338,200	363,900	393,900	
	77	270,600	302,500	339,300	364,600	394,300	
	78	271,700	303,900	340,500	365,500	394,900	
	79	273,000	305,100	341,700	366,300	395,400	
	80	274,200	306,400	342,900	367,000	395,700	
	81	275,200	306,900	344,000	367,600	396,000	
再任用	82	276,200	308,200	345,100	368,100	396,500	

職員以外の職員	83	277,300	309,300	346,200	368,700	396,900
	84	278,400	310,500	347,300	369,200	397,200
	85	279,200	311,600	348,200	369,900	397,500
	86	280,200	312,900	349,200	370,400	398,100
	87	281,300	314,100	350,100	371,000	398,600
	88	282,400	315,200	351,200	371,500	399,000
	89	283,200	316,500	352,200	371,900	399,300
	90	284,100	317,800	353,000	372,300	399,700
	91	285,000	319,000	353,800	372,900	400,200
	92	286,000	320,200	354,600	373,400	400,600
	93	286,900	321,000	355,200	373,700	401,000
	94	287,900	321,700	355,900	374,200	401,400
	95	288,800	322,500	356,600	374,700	401,900
96	289,900	323,100	357,200	375,000	402,300	
97	290,500	323,800	357,600	375,600	402,800	
98	291,300	324,100	358,000	376,100	403,200	
99	291,900	324,700	358,500	376,600	403,700	
100	292,800	325,400	358,900	377,100	404,100	
101	293,600	325,800	359,400	377,700	404,500	
102	294,500	326,400	359,800	378,200		
103	295,300	327,100	360,400	378,700		
104	296,100	327,700	360,800	379,200		
105	296,800	328,100	361,100	379,800		
106	297,300	328,600	361,600	380,300		
107	297,800	329,100	362,000	380,800		
108	298,300	329,600	362,300	381,300		
109	298,600	330,000	362,800	381,900		
110	298,900	330,400	363,300	382,300		
111	299,100	330,700	363,800	382,800		
112	299,500	331,000	364,300	383,300		
113	299,800	331,400	364,900	384,000		
114	300,000	331,900	365,400			
115	300,400	332,300	365,900			
116	300,700	332,600	366,300			
117	301,000	332,800	366,700			
118	301,300	333,100	367,100			
119	301,600	333,500	367,600			
120	302,000	333,700	368,100			
121	302,300	333,900	368,500			
122	302,700	334,200	369,000			
123	303,000	334,500	369,600			
124	303,500	334,800	370,100			
125	303,700	335,000	370,400			
126	303,900	335,300				
127	304,200	335,700				
128	304,600	335,900				
129	304,800	336,100				
130	305,100	336,400				
131	305,500	336,800				
132	305,900	337,000				

133	306,100	337,300				
134	306,400	337,700				
135	306,800	338,100				
136	307,100	338,500				
137	307,300	338,800				
138	307,600	339,200				
139	308,100	339,600				
140	308,400	340,000				
141	308,600	340,300				
142	309,000	340,700				
143	309,400	341,000				
144	309,700	341,500				
145	309,900	341,800				
146	310,100	342,200				
147	310,400	342,600				
148	310,800	343,000				
149	311,000	343,300				
150	311,200	343,700				
151	311,500	344,100				
152	311,800	344,500				
153	312,200	344,800				
154	312,400					
155	312,600					
156	313,000					
157	313,300					
158	313,600					
159	313,900					
160	314,200					
161	314,600					
162	314,900					
163	315,200					
164	315,500					
165	315,900					
166	316,200					
167	316,500					
168	316,800					
169	317,200					
再任用 職員	240,100	260,900	268,200	278,600	295,300	333,200

(備考) この表は、保健福祉事務所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等で人事委員会の定めるものに適用する。

368,400	368,800
364,400	364,800
360,400	360,800
356,400	356,800
352,400	352,800
348,400	348,800
331,500	331,900



別表第5のア中	314,300	を	314,700	に改める。
	297,600		298,000	
	280,700		281,100	
	263,800		264,200	
	243,000		243,400	
	222,600		223,000	
	202,200		202,600	
	181,400		181,800	

別表第6の夜間看護等手当の項中「3,300円」を「3,550円」に、「2,900円」を「3,100円」に、「2,000円」を「2,150円」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「、6月30日に支給する場合には100分の122.5、12月10日に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に、「6月30日に支給する場合には100分の102.5、12月10日に支給する場合には100分の117.5」を「100分の110」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

第36条第1項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に、「100分の115」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第17条の3第1項第8号、第27条及び別表第6の夜間看護等手当の項の改正規定は平成31年1月1日から、第2条並びに附則第9項、第11項及び第13項の規定は同年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第31条第2項及び第3項、別表第1から別表第3まで並びに別表第5のアの規定並びに附則第10項の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号。以下「改正後の任期付職員条例」という。）第4条第1項の規定は平成30年4月1日から、改正後の給与条例第36条第1項の規定、附則第3項から第5項までの規定、附則第8項の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）第4条の2第2項の規定及び改正後の任期付職員条例第5条第2項の規定は平成30年12月1日から適用する。

(平成30年12月に支給する勤勉手当等の額の特例)

3 平成30年12月1日を基準日とする勤勉手当の額は、改正後の給与条例第36条（職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野県条例第1号）第13条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第41条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される当該勤勉手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（当該合計額が、基準額から第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（第1号及び附則第7項において「改正前の給与条例」という。）第36条第1項の規定を適用した場合に同月に支給されることとなる勤勉手当の額を除いた額（以下この項において「調整額」という。）を超えるときは、当該調整額）に相当する額を減じた額とする。

(1) 平成30年4月1日（同月2日から第1条中第17条の3第1項第8号の改正規定の施行の日（以下この号及び附則第5項において「施行日」という。）までの間に職員（一般職の職員の給与に関する条例、長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）及び長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）の適用を受ける職員（一般職の職員の給与に関する条例第46条及び長野県警察職員の給与に関する条例第29条に規定する職員を除く。）をいう。以下この項及び附則第5項において同じ。）以外の者又は職員であって一般職の職員の給与に関する条例第17条の3第1項に掲げる地域手当の級地の区分が8級地である地域に在勤するもの（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。以下この項において「調整対象職員」という。）以外の者から調整対象職員となった者（平成30年4月1日に調整対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。）にあっては、その調整対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日）とし、同年4月1日に調整対象職員であった者で勤務の形態その他の事情を考慮して人事委員会が定めるものにあっては、人事委員会が定める日）において調整対象職員が改正後の給与条例、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年長野県条例第46号）による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年長野県条例第47号）による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の給与条例等」という。）の規定（職員の育児休業等に関する条例第13条又は第18条第1項から第3項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に基づき受けるべき給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に、改正前の給与条例第17条の3第1項第8号に定める割合から改正後の給与条例第17条の3第1項第8号に定める割合を減じた割合（以下この項において「地域手当の調整割合」という。）を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

- (2) 平成30年6月1日において調整対象職員であった者(任用の事情を考慮して人事委員会が定める者を除く。次号において同じ。)が同日に改正後の給与条例等の規定に基づき受けるべき給料の月額(人事委員会が定める職員にあっては、その職務の級等に応じて人事委員会が定める割合を乗じて得た額を加算した額。同号において同じ。)及び扶養手当の月額の合計額に、地域手当の調整割合を乗じて得た額に、同月に当該調整対象職員であった者が受けるべき期末手当に係る一般職の職員の給与に関する条例第34条第1項各号列記以外の部分(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する割合を乗じて得た額に、同月に当該調整対象職員であった者が受けるべき期末手当に係る同条第1項各号に定める割合を乗じて得た額
- (3) 平成30年6月1日において調整対象職員であった者が同日に改正後の給与条例等の規定に基づき受けるべき給料の月額に、地域手当の調整割合を乗じて得た額に、同月に当該調整対象職員であった者が受けるべき勤労手当に係る一般職の職員の給与に関する条例第36条第1項前段に規定する割合を乗じて得た額
- (4) 平成30年12月1日において調整対象職員であった者(任用の事情を考慮して人事委員会が定める者を除く。次号において同じ。)が同日に改正後の給与条例等の規定に基づき受けるべき給料の月額(人事委員会が定める職員にあっては、その職務の級等に応じて人事委員会が定める割合を乗じて得た額を加算した額。同号において同じ。)及び扶養手当の月額の合計額に、地域手当の調整割合を乗じて得た額に、同月に当該調整対象職員であった者が受けるべき期末手当に係る一般職の職員の給与に関する条例第34条第1項各号列記以外の部分(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する割合を乗じて得た額に、同月に当該調整対象職員であった者が受けるべき期末手当に係る同条第1項各号に定める割合を乗じて得た額
- (5) 平成30年12月1日において調整対象職員であった者が同日に改正後の給与条例等の規定に基づき受けるべき給料の月額に、地域手当の調整割合を乗じて得た額に、同月に当該調整対象職員であった者が受けるべき勤労手当に係る改正後の給与条例第36条第1項前段に規定する割合を乗じて得た額
- 4 前項(第3号及び第5号を除く。)の規定は、任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に規定する特定任期付職員に対して支給する平成30年12月1日を基準日とする期末手当について準用する。この場合において、前項中「改正後の給与条例第36条(職員の育児休業等に関する条例(平成4年長野県条例第1号)第13条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第41条第1項」とあるのは「改正後の任期付職員条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する改正後の給与条例第34条第1項」と、「これら」とあるのは「同項」と、「第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(第1号及び附則第7項において「改正前の給与条例」という。)第36条第1項」とあるのは「附則第10項の規定による改正前の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項」と、同項第1号中「改正後の給与条例、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年長野県条例第46号)による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年長野県条例第47号)による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例(以下この項において「改正後の給与条例等」という。)の規定(職員の育児休業等に関する条例第13条又は第18条第1項から第3項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。))に基づき受けるべき給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、改正前の給与条例」とあるのは「改正後の任期付職員条例の規定に基づき受けるべき給料の月額に、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例」と、同項第2号及び第4号中「次号において同じ。)が同日に改正後の給与条例等」とあるのは「( )が同日に改正後の任期付職員条例」と、「額。同号において同じ。)及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「額」と、「一般職の職員の給与に関する条例第34条第1項各号列記以外の部分(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))」とあるのは「任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する一般職の職員の給与に関する条例第34条第1項」と、「同条第1項各号」とあるのは「同項各号」と読み替えるものとする。
- 5 平成30年4月1日から施行日までの間において企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和43年長野県条例第22号)の適用を受ける者その他の人事委員会が定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する附則第3項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和43年長野県条例第22号)の適用を受ける者その他の人事委員会が定める者との権衡を考慮して人事委員会が定める額」とする。
- (実施規定)
- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
- (給与の内払)
- 7 改正前の給与条例、次項の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例又は附則第10項の規定による改正前の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて、平成30年4月1日以後の分として職員に支払われた給与は、それぞれ改正後の給与条例、次項の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
- (特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 8 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
- 第4条の2第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。
- 9 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
- 第4条の2第2項中「、6月30日に支給する場合には100分の157.5、12月10日に支給する場合には100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。
- (任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)
- 10 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中	「	379,800	を	「	382,000	に改める。
		428,700			431,000	
		479,700			482,100	
		541,800			544,400	
		618,200			621,100	
		722,100			725,300	
		844,400			847,800	
	」			」		

第5条第2項中「100分の165」を「100分の170」に改める。

11 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月30日に支給する場合においては100分の122.5、12月10日に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の170」を「100分の130」とあるのは「100分の167.5」に改める。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

12 任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中	「	402,200	を	「	404,500	に改め、同条第2項の表中	「	335,000	を	「	337,100	に		
		463,300			465,800			」			」		」	」
		524,500			527,100									
		606,000			608,800									
		704,800			707,900									
		804,600			808,000									
					」									

改める。

13 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月30日に支給する場合においては100分の122.5、12月10日に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の165」を「100分の130」とあるのは「100分の167.5」に改める。

人事課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年12月25日

長野県知事 阿部守一

**長野県条例第41号**

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表の1の3の項中「市に」を「市町に」に、「及び小諸市」を「、小諸市及び軽井沢町」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に旅券法(昭和26年法律第267号)第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請、同法第9条第1項の規定による一般旅券の渡航先の追加の申請及び同法第12条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請をしている者に対する同法第8条第1項(同法第9条第3項及び第12条第3項において準用する場合を含む。)及び第3項の規定による一般旅券の交付については、この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の1の3の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

国際課

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年12月25日

長野県知事 阿部守一

**長野県条例第42号**

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 基準該当訪問介護（第41条―第43条）」を「第2節 共生型訪問介護（第40条の2―第40条の4）」に、「削除」を「共生型通所介護（第97条―第113条）」に、「第3節 基準該当短期入所生活介護（第154条―第158条）」を

「第3節 共生型短期入所生活介護（第153条の2―第153条の4）」に改める。

第4節 基準該当短期入所生活介護（第154条―第158条）」

第1条中「並びに」を「、第72条の2第1項第1号及び第2号並びに」に改める。

第2条第1項に次の1号を加える。

(5) 共生型居宅サービス 法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

第5条第1項中「事業所（以下この節）の次に「及び第40条の3第2号」を加える。

第43条中「前節」を「第1節」に改める。

第2章中第2節を第3節とし、第40条の次に次の1節を加える。

#### 第2節 共生型訪問介護

（定義）

第40条の2 この条例において「共生型訪問介護」とは、訪問介護に係る共生型居宅サービスをいう。

2 この条例において「共生型訪問介護事業者」とは、共生型訪問介護の事業を行う者をいう。

3 この条例において「共生型訪問介護事業所」とは、共生型訪問介護の事業を行う事業所をいう。

（共生型訪問介護の基準）

第40条の3 指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第60号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第4条第1項に規定する指定居宅介護の事業を行う事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条及び第153条の3において「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。）の事業を行う者が行う共生型訪問介護の事業の従業者及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第4条第1項に規定する指定居宅介護の事業を行う事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

(2) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第40条の4 前条に定めるもののほか、共生型訪問介護の事業の従業者及び運営の基準は、前節（第7条を除く。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第4条を除く。）中「指定訪問介護」とあるのは「共生型訪問介護」と、「指定訪問介護事業者」とあるのは「共生型訪問介護事業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「共生型訪問介護事業所」と、第4条中「指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下この節において「指定訪問介護」という。）」とあるのは「共生型訪問介護」とする。

第7章第2節を次のように改める。

#### 第2節 共生型通所介護

（定義）

第97条 この条例において「共生型通所介護」とは、通所介護に係る共生型居宅サービスをいう。

2 この条例において「共生型通所介護事業者」とは、共生型通所介護の事業を行う者をいう。

3 この条例において「共生型通所介護事業所」とは、共生型通所介護の事業を行う事業所をいう。

（共生型通所介護の基準）

第98条 指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第53条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定機能訓練事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定機能訓練事業者をいう。）、指定生活訓練事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第103条第1項に規定する指定生活訓練事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第66号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第59条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第58条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が行う共生型通所介護の事業の従業者及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第53条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定機能訓練事業

所(指定障害福祉サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定機能訓練事業所をいう。)、指定生活訓練事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第103条第1項に規定する指定生活訓練事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)、又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準条例第59条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

(2) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第99条 前条に定めるもののほか、共生型通所介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第84条、第86条第3項及び第4項並びに第87条から第96条までに定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第84条を除く。)中「指定通所介護」とあるのは「共生型通所介護」と、「指定通所介護事業者」とあるのは「共生型通所介護事業者」と、「指定通所介護事業所」とあるのは「共生型通所介護事業所」と、第84条中「指定居宅サービスに該当する通所介護(以下この章において「指定通所介護」という。)」とあるのは「共生型通所介護」と、第86条第3項及び第4項中「第1項各号に掲げる」とあるのは「共生型通所介護事業所の」と、第89条第4項及び第91条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第95条第2項第3号中「次条において準用する第25条」とあるのは「第25条」と、同項第4号中「次条において準用する第36条第2項」とあるのは「第36条第2項」と、第96条中「規定中」とあるのは「規定(第8条を除く。)中」と、「第85条第1項に規定する通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、「読み替える」とあるのは「、第8条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と読み替える」とする。

第100条から第113条まで 削除

第9章中第3節を第4節とし、第153条の次に次の1節を加える。

### 第3節 共生型短期入所生活介護

(定義)

第153条の2 この条例において「共生型短期入所生活介護」とは、短期入所生活介護に係る共生型居宅サービスをいう。

2 この条例において「共生型短期入所生活介護事業者」とは、共生型短期入所の事業を行う者をいう。

3 この条例において「共生型短期入所生活介護事業所」とは、共生型短期入所の事業を行う事業所をいう。

(共生型短期入所生活介護の基準)

第153条の3 指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第60条に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準条例第59条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(第1号及び第2号において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が行う共生型短期入所生活介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

(2) 指定短期入所事業所の居室が、規則で定める面積以上であること。

(3) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第153条の4 前条に定めるもののほか、共生型短期入所生活介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第126条、第129条第5項及び第130条から第143条までに定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第126条を除く。)中「指定短期入所生活介護」とあるのは「共生型短期入所生活介護」と、「指定短期入所生活介護事業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護事業者」と、「指定短期入所生活介護事業所」とあるのは「共生型短期入所生活介護事業所」と、第126条中「指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護(以下この章において「指定短期入所生活介護」という。)」とあるのは「共生型短期入所生活介護」と、第129条第5項中「第3項各号に掲げる」とあるのは「共生型短期入所生活介護事業所の」と、第132条第1項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第142条第2項第4号中「次条において準用する第25条」とあるのは「第25条」と、同項第5号中「次条において準用する第36条第2項」とあるのは「第36条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、第143条中「規定中」とあるのは「規定(第8条を除く。)中」と、「第127条第1項に規定する短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、「読み替える」とあるのは「、第8条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と読み替える」とする。

(介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正)

第2条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年長野県条例第52号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 基準該当介護予防短期入所生活介護(第136条—第139条)」を

「第4節 共生型介護予防短期入所生活介護(第135条の2—第135条の4)」に改める。

第5節 基準該当介護予防短期入所生活介護(第136条—第139条)」

第1条中「第54条第1項第2号」の次に「、第115条の2の2第1項第1号及び第2号」を加える。

第2条第1項に次の1号を加える。

(8) 共生型介護予防サービス 法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

第9章中第4節を第5節とし、第135条の次に次の1節を加える。

#### 第4節 共生型介護予防短期入所生活介護

(定義)

第135条の2 この条例において「共生型介護予防短期入所生活介護」とは、介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービスをいう。

2 この条例において「共生型介護予防短期入所生活介護事業者」とは、共生型介護予防短期入所生活介護の事業を行う者をいう。

3 この条例において「共生型介護予防短期入所生活介護事業所」とは、共生型介護予防短期入所生活介護の事業を行う事業所をいう。

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第135条の3 指定短期入所事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第60号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第60条に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準条例第59条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（第1号及び第2号において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が行う共生型介護予防短期入所生活介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

(2) 指定短期入所事業所の居室が、規則で定める面積以上であること。

(3) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第135条の4 前条に定めるもののほか、共生型介護予防短期入所生活介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第107条、第110条第5項及び第111条から第125条までに定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第107条を除く。）中「指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護」と、「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定介護予防短期入所生活介護事業所」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護事業所」と、第107条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下この章において「指定介護予防短期入所生活介護」という。）」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護」と、第110条第5項中「第3項各号に掲げる」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護事業所の」と、第116条第2項第4号中「次条において準用する第45条の17」とあるのは「第45条の17」と、同項第5号中「次条において準用する第48条の8第2項」とあるのは「第48条の8第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第48条の10第2項」とあるのは「第48条の10第2項」と、第117条中「規定中」とあるのは「規定（第45条の4を除く。）中」と、「第108条第1項に規定する従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護」と、「読み替える」とあるのは「、第45条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と読み替える」とする。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第60号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 基準該当居宅介護等（第42条―第44条）」を

「第2節 共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護（第41条の2―第41条の5）」

第3節 基準該当居宅介護等（第42条―第44条）」

に、「第2節 基準該当生活介護（第56条―第58条）」

を「第2節 共生型生活介護（第55条の2―第55条の6）」

第3節 基準該当生活介護（第56条―第58条）」

に、「第2節 基準該当短期入所（第69条―第71条）」を

「第2節 共生型生活介護（第68条の2―第68条の5）」

第3節 基準該当短期入所（第69条―第71条）」

に、「第2節 基準該当機能訓練（第100条―第102条）」を

「第2節 共生型機能訓練（第99条の2―第99条の5）」

第3節 基準該当機能訓練（第100条―第102条）」

に、「第2節 基準該当生活訓練（第106条―第108条）」を

「第2節 共生型生活訓練（第105条の2―第105条の5）」

第3節 基準該当生活訓練（第106条―第108条）」

に改める。

第1条中「並びに」を「、第41条の2第1項第1号及び第2号並びに」に改める。

第2条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。第44条中「前節」を「第1節」に改める。

第2章中第2節を第3節とし、第41条の次に次の1節を加える。

#### 第2節 共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護

(定義)

第41条の2 この条例において「共生型居宅介護」とは、居宅介護に係る共生型障害福祉サービスをいい、「共生型重度訪問介護」とは、重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービスをいい、「共生型居宅介護等」とは、共生型居宅介護又は共生型重度訪問介護をいう。

2 この条例において「共生型居宅介護等事業者」とは、共生型居宅介護等の事業を行う者をいう。

3 この条例において「共生型居宅介護等事業所」とは、共生型居宅介護等の事業を行う事業所をいう。

(指定訪問介護事業者が行う共生型居宅介護の事業の基準)

第41条の3 指定訪問介護事業者(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第51号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。次条において同じ。)が行う共生型居宅介護の事業の従業者及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。次条第1号において同じ。)の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

(2) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所(第4条第1項に規定する指定居宅介護の事業を行う事業所をいう。)その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定訪問介護事業者が行う共生型重度訪問介護の事業の基準)

第41条の4 指定訪問介護事業者が行う共生型重度訪問介護の事業の従業者及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

(2) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所(第4条第2項に規定する指定重度訪問介護の事業を行う事業所をいう。)その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(その他の基準)

第41条の5 前2条に定めるもののほか、共生型居宅介護等の事業の従業者、設備及び運営の基準は、前節(第4条第3項及び第4項並びに第7条を除く。)に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第5条を除く。)中「指定居宅介護等」とあるのは「共生型居宅介護等」と、「指定居宅介護等事業者」とあるのは「共生型居宅介護等事業者」と、「指定居宅介護等事業所」とあるのは「共生型居宅介護等事業所」と、第4条第1項中「居宅介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定居宅介護」という。))」とあり、及び第31条中「指定居宅介護」とあるのは「共生型居宅介護」と、第4条第2項中「重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定重度訪問介護」という。))」とあり、及び第31条中「指定重度訪問介護」とあるのは「共生型重度訪問介護」と、第5条中「指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護(以下この章において「指定居宅介護等」という。))」とあるのは「共生型居宅介護等」と、「サービス提供責任者その他の規則で定める員数の従業者」とあるのは「規則で定める員数のサービス提供責任者」とする。

第57条第1号を次のように改める。

(1) 規則で定める指定通所介護事業者等であって、地域において生活介護が提供されていないことなどにより生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第84条に規定する指定通所介護をいう。第101条第1号において同じ。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。第101条第1号において同じ。)を提供するものであること。

第4章中第2節を第3節とし、第55条の次に次の1節を加える。

#### 第2節 共生型生活介護

(定義)

第55条の2 この条例において「共生型生活介護」とは、生活介護に係る共生型障害福祉サービスをいう。

2 この条例において「共生型生活介護事業者」とは、共生型生活介護の事業を行う者をいう。

3 この条例において「共生型生活介護事業所」とは、共生型生活介護の事業を行う事業所をいう。

(指定児童発達支援事業者等が行う共生型生活介護の事業の基準)

第55条の3 指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第66号。以下「指定通所支援基準条例」という。))第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準条例第59条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。)が行う共生型生活介護の事業の従業者及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準条例第59条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

(2) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業者等が行う共生型生活介護の事業の基準)

第55条の4 指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が行う共生型生活介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第86条第1項第1号及び第2号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第99条の3第2号及び第105条の3第2号において同じ。）が、規則で定める面積以上であること。
- (3) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。（指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う共生型生活介護の事業の基準）

第55条の5 指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下この条及び第68条の4第1号において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が行う共生型生活介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。第99条の4第2号及び第105条の4第2号において同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。）の数と共生型生活介護、共生型機能訓練若しくは共生型生活訓練又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準条例第53条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第60条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（次号において「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。第99条の4第3号及び第105条の4第3号において同じ。）を規則で定める数以下とすること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）（第99条の4第4号及び第105条の4第4号において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。第99条の4第4号及び第105条の4第4号において同じ。）を規則で定める数の範囲内とすること。
- (5) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。（その他の基準）

第55条の6 前3条に定めるもののほか、共生型生活介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第8条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第51条、第54条、第55条第1項（第6条、第20条、第34条及び第49条の規定を準用する部分に限る。）及び同条第2項（第37条の規定を準用する部分を除く。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「指定居宅介護等」とあり、及び「指定生活介護」とあるのは「共生型生活介護」と、「指定居宅介護等事業者」とあり、及び「指定生活介護事業者」とあるのは「共生型生活介護事業者」と、「指定居宅介護等事業所」とあり、及び「指定生活介護事業所」とあるのは「共生型生活介護事業所」とする。

第5章中第2節を第3節とし、第68条の次に次の1節を加える。

#### 第2節 共生型短期入所

（定義）



第68条の2 この条例において「共生型短期入所」とは、短期入所に係る共生型障害福祉サービスをいう。

2 この条例において「共生型短期入所事業者」とは、共生型短期入所の事業を行う者をいう。

3 この条例において「共生型短期入所事業所」とは、共生型短期入所の事業を行う事業所をいう。

(指定短期入所生活介護事業者等が行う共生型短期入所の事業の基準)

第68条の3 指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第127条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。)

又は指定介護予防短期入所生活介護事業者(介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年長野県条例第52号。第1号において「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第108条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)が行う共生型短期入所の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第127条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(指定介護予防サービス等基準条例第108条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。)(次号において「指定短期入所生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

(2) 指定短期入所生活介護事業所等の居室が、規則で定める面積以上であること。

(3) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う共生型短期入所の事業の基準)

第68条の4 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う共生型短期入所の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第2号のハ若しくは第175条第2項第2号のハ又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第2号のハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室が、規則で定める面積以上であること。

(3) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(その他の基準)

第68条の5 前2条に定めるもののほか、共生型短期入所の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第8条、第10条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第22条、第27条、第28条、第35条から第41条まで、第55条第2項(第26条の規定を準用する部分に限る。)、第59条、第62条から第66条まで、第68条第1項(第6条、第20条及び第34条の規定を準用する部分に限る。)及び同条第2項に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第59条を除く。)中「指定居宅介護等」とあり、「指定生活介護」とあり、及び「指定短期入所」とあるのは「共生型短期入所」と、「指定居宅介護等事業者」とあり、「指定生活介護事業者」とあり、及び「指定短期入所事業者」とあるのは「共生型短期入所事業者」と、「指定居宅介護等事業所」とあり、「指定生活介護事業所」とあり、及び「指定短期入所事業所」とあるのは「共生型短期入所事業所」と、第59条中「短期入所に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定短期入所」という。)」とあるのは「共生型短期入所」とする。

第101条第1号中「指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に改める。

第8章中第2節を第3節とし、第99条の次に次の1節を加える。

#### 第2節 共生型機能訓練

(定義)

第99条の2 この条例において「共生型機能訓練」とは、機能訓練に係る共生型障害福祉サービスをいう。

2 この条例において「共生型機能訓練事業者」とは、共生型機能訓練の事業を行う者をいう。

3 この条例において「共生型機能訓練事業所」とは、共生型機能訓練の事業を行う事業所をいう。

(指定通所介護事業者等が行う共生型機能訓練の事業の基準)

第99条の3 指定通所介護事業者等が行う共生型機能訓練の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室が、規則で定める面積以上であること。

(3) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定機能訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う共生型機能訓練の事業の基準)

第99条の4 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う共生型機能訓練の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を規則で定める数以下とすること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を規則で定める数の範囲内とすること。

(5) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定機能訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(その他の基準)

第99条の5 前2条に定めるもののほか、共生型機能訓練の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第8条から第19条まで、第21条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第99条第1項(第6条、第20条、第34条、第49条、第51条及び第54条の規定を準用する部分に

限る。)及び同条第2項(第37条の規定を準用する部分を除く。)に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「指定居宅介護等」とあり、及び「指定機能訓練」とあるのは「共生型機能訓練」と、「指定居宅介護等事業者」とあり、及び「指定機能訓練事業者」とあるのは「共生型機能訓練事業者」と、「指定居宅介護等事業所」とあり、及び「指定機能訓練事業所」とあるのは「共生型機能訓練事業所」とする。

第9章中第2節を第3節とし、第105条の次に次の1節を加える。

#### 第2節 共生型生活訓練

(定義)

第105条の2 この条例において「共生型生活訓練」とは、生活訓練に係る共生型障害福祉サービスをいう。

2 この条例において「共生型生活訓練事業者」とは、共生型生活訓練の事業を行う者をいう。

3 この条例において「共生型生活訓練事業所」とは、共生型生活訓練の事業を行う事業所をいう。

(指定通所介護事業者等が行う共生型生活訓練の事業の基準)

第105条の3 指定通所介護事業者等が行う共生型生活訓練の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室が、規則で定める面積以上であること。

(3) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う共生型生活訓練の事業の基準)

第105条の4 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う共生型生活訓練の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を規則で定める数以下とすること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を規則で定める数の範囲内とすること。

(5) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(その他の基準)

第105条の5 前2条に定めるもののほか、共生型生活訓練の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第8条から第17条まで、第19条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第104条、第104条の2、第105条第1項(第6条、第20条、第34条、第49条、第51条及び第54条の規定を準用する部分に限る。)及び同条第2項(第57条の規定を準用する部分を除く。)に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「指定居宅介護等」とあり、及び「指定生活訓練」とあるのは「共生型生活訓練」と、「指定居宅介護等事業者」とあり、及び「指定生活訓練事業者」とあるのは「共生型生活訓練事業者」と、「指定居宅介護等事業所」とあり、及び「指定生活訓練事業所」とあるのは「共生型生活訓練事業所」とする。

第122条第1号中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第66号)」及び「同条例」を「指定通所支援基準条例」に改める。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第66号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 基準該当児童発達支援(第53条の2—第53条の6)」を

「第2節 共生型児童発達支援(第53条の2—第53条の2の4)」

第3節 基準該当児童発達支援(第53条の2の5—第53条の6)」に、「第2節 基準該当放課後等デイサービス(第60条の2)」を

「第2節 共生型放課後等デイサービス(第60条の2)」

第3節 基準該当放課後等デイサービス(第60条の2の2)」に改める。

第1条中「並びに」を「、第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに」に改める。

第2条第1項に次の1号を加える。

(6) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

第53条の2を第53条の2の5とする。

第2章中第2節を第3節とし、第53条の次に次の1節を加える。

#### 第2節 共生型児童発達支援

(指定生活介護事業者が行う共生型児童発達支援の事業の基準)

第53条の2 指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第60号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。)第53条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)が行う児童発達支援に係る共生型通所支援(以下「共生型児童発達支援」という。)の事業の従業者及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第53条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

(2) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業者等が行う共生型児童発達支援の事業の基準)

第53条の2の2 指定通所介護事業者(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第51号。第1号及び第2号において「指定居宅サービス等基準条例」という。)第85条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下この条及び次条において「指定地域密着型サービス基準」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)が行う共生型児童発達支援の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(次号において「指定通所介護事業所等」という。)の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第86条第1項第1号及び第2号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。)が、規則で定める面積以上であること。

(3) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う共生型児童発達支援の事業の基準)

第53条の2の3 指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下この条において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が行う共生型児童発達支援の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下この条において「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。)の数と共生型生活介護(指定障害福祉サービス等基準条例第55条の2第1項に規定する共生型生活介護をいう。)、共生型機能訓練(指定障害福祉サービス等基準条例第99条の2第1項に規定する共生型機能訓練をいう。)若しくは共生型生活訓練(指定障害福祉サービス等基準条例第105条の2第1項に規定する共生型生活訓練をいう。)又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(第60条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(次号において「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。)を規則で定める数以下とすること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下この号において同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を規則で定める数の範囲内とすること。

(5) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第53条の2の4 第4条、第7条、第8条及び第12条から第53条までの規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第60条の2を第60条の2の2とする。

第4章中第2節を第3節とし、第60条の次に次の1節を加える。

#### 第2節 共生型放課後等デイサービス

(準用)

第60条の2 第7条、第8条、第12条から第22条まで、第23条第3項及び第4項、第24条から第29条まで、第31条、第33条から第44条まで、第46条から第49条まで、第50条第1項、第51条から第53条の2の3まで、第58条並びに第60条(第23条第1項及び第2項の規定を準用する部分に限る。)の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について

て準用する。

第66条第6号を次のように改める。

(6) 指定障害福祉サービス等基準条例に規定する次に掲げる事業

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

介護支援課  
障がい者支援課

介護医療院の施設の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年12月25日

長野県知事 阿 部 守 一

### 長野県条例第43号

介護医療院の施設の基準に関する条例の一部を改正する条例

介護医療院の施設の基準に関する条例（平成30年長野県条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

題名の次に次の目次及び章名を付する。

#### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 介護医療院（第3条—第41条）

第3章 ユニット型介護医療院（第42条—第51条）

第4章 雑則（第52条）

附則

第1章 総則

第1条中「第111条第1項」を「。以下「法」という。）第111条第1項から第3項まで」に、「施設」を「従業者、施設及び設備並びに運営」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 療養床 療養室のうち、入所者1人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分を用いる。
- (2) I型療養床 療養室のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であって、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのものをいう。
- (3) II型療養床 療養室のうち、I型療養床以外のものをいう。
- (4) ユニット型介護医療院 施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、その者に対する支援が行われる介護医療院をいう。

第2条第2項中「介護保険法」を「法」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 介護医療院

第3条第1項中「（ユニット型介護医療院を除く。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、同条第3項中「第5条第2項において同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第5条第2項）を「以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第43条第2項）」に改める。

第7条を第52条とし、同条の前に次の7条及び章名を加える。

（介護医療院サービスの取扱方針）

第45条 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行わなければならない。

2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行わなければならない。

3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならない。

4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わなければならない。

5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等につ

いて、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該提供に係る入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入居者に対し、身体拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型介護医療院は、入居者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型介護医療院は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 9 ユニット型介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。  
(看護及び医学的管理の下における介護)

第46条 入居者に対する看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、入居者が、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、入居者の日常生活における家事をそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ適切な方法により、その排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型介護医療院は、第2項から前項までに定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、その者の負担により、当該ユニット型介護医療院の従業者以外の者による看護又は介護を受けさせてはならない。

(食事)

第47条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、栄養並びにその者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 入居者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 4 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第48条 ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

(運営規程)

第49条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 第28条第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる事項
- (2) 入居定員（Ⅰ型療養床に係る入居定員の数、Ⅱ型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。次号において同じ。）
- (3) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (4) 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第50条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の規定により従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、規則で定める職員配置を行わなければならない。

## (適用関係)

第51条 ユニット型介護医療院に対する第7条、第26条、第29条、第30条、第34条及び第41条の規定の適用については、第7条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第34条中「運営規程」とあるのは「第49条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは、「この章(第51条第2項に規定する規定を除く。)」及び次章」と、第29条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、第30条中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定員(第49条第2号に規定する入居定員をいう。)」と、第41条第2項第4号中「第15条第5項」とあるのは「第45条第7項」とする。

2 第3条、第5条、第15条、第20条、第21条、第23条第1項、第28条及び第29条第1項の規定は、ユニット型介護医療院には適用しない。

## 第4章 雑則

第6条の見出しを「(施設)」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第44条とする。

4 第1項各号に掲げる施設の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

第5条の見出しを「(基本方針)」に改め、同条を第43条とし、同条の前に次の36条、章名及び1条を加える。

## (構造設備)

第6条 介護医療院の建物(入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項及び次項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。)でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。)とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす介護医療院の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 介護医療院には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

4 前項に定めるもののほか、介護医療院には、規則で定めるところにより、入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を設けなければならない。

## (重要事項の説明等)

第7条 介護医療院は、規則で定めるところにより、あらかじめ、入所申込者及びその家族に対し、第28条に規定する運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、介護医療院サービスを提供することについて当該入所申込者の同意を得なければならない。

## (サービス提供拒否の禁止)

第8条 介護医療院は、正当な理由なく介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

## (サービスの提供が困難な場合の措置)

第9条 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、その者に対し当該介護医療院において必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、適切な病院又は診療所を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じなければならない。

## (受給資格等の確認)

第10条 介護医療院は、入所申込者に対し介護医療院サービスを提供しようとするときは、その者の提示する被保険者証により、その者に係る被保険者資格(法第10条の被保険者の資格をいう。)並びに要介護認定(法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。次条において同じ。)の有無及び有効期間を確認するものとする。

2 介護医療院は、入所申込者の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、その者に介護医療院サービスを提供するように努めなければならない。

## (要介護認定の申請に係る援助)

第11条 介護医療院は、要介護認定を受けていない者から入所の申込みがあったときは、その者が法第27条第1項の規定による申請を既に行っているかどうかを確認し、当該申請を行っていない場合は、その者の意向を踏まえて、その者に対し、速やかに、当該申請を行うための必要な援助を行わなければならない。

2 介護医療院は、入所者の要介護更新認定(法第28条第2項に規定する要介護更新認定をいう。第16条第8項において同じ。)の申請が遅くともその者に係る法第28条第1項に規定する有効期間の満了の日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

## (入退所)

第12条 介護医療院は、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる入所申込者に対し、介護医療院サービスを提供するものとする。

2 介護医療院は、入所申込者を入所させようとする場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先するよう努めなければならない。

3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴及び指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。第27条第1号において同じ。)の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 介護医療院は、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

- 5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。
- 6 介護医療院は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。第27条第3号において同じ。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録等）

第13条 介護医療院は、入所申込者の入所に際してはその期日、当該介護医療院の名称等を、入所者の退所に際してはその期日を、それぞれ当該者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 介護医療院は、入所者に対し介護医療院サービスを提供したときは、その提供したサービスの具体的な内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第14条 介護医療院は、規則で定めるところにより、入所者から利用料等の支払を受けるものとし、又は受けることができる。

- 2 介護医療院は、規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、規則で定めるところにより、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び当該費用の額を記載した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。

（介護医療院サービスの取扱方針）

第15条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。

- 2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- 3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該提供に係る入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入所者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為（以下この条及び第45条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 介護医療院は、入所者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。

- 6 介護医療院は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

- 7 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設サービス計画）

第16条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 前項の規定により施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第27条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も施設サービス計画に含めるよう努めなければならない。

- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成しようとするときは、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

- 4 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、前項の規定により把握した課題の内容及び医師の治療の方針に基づき、施設サービス計画を作成しなければならない。

- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、サービス担当者会議（計画担当介護支援専門員及びその他の介護医療院サービスの提供に当たる従業者により構成する会議をいう。）等により、当該従業者の専門的な見地からの意見を聴かななければならない。

- 6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の同意を得なければならない。

- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画に基づきサービスを提供している間、その実施状況等の把握を行い、必要に応じて当該施設サービス計画の変更を行うものとする。

- 8 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合には、施設サービス計画の変更の必要性について検討しなければならない。

- (1) 入所者が要介護更新認定を受けた場合
- (2) 入所者が法第29条第1項の規定により申請した要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

- 9 第2項から第6項までの規定は、施設サービス計画の変更を検討する場合に準用する。

- 10 前各項に定めるもののほか、施設サービス計画の作成及び変更について必要な事項は、規則で定める。

（診療）

第17条 入所者に対する診療は、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 一般にその必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行わなければならないこと。
- (2) 常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、その心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果も高めることができるよう適切な指導を行わなければならないこと。
- (3) 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、適切な指導を行わなければならないこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして適切に行わなければならないこと。
- (5) 特殊な療法、新しい療法等については、規則で定めるもののほか行ってはならないこと。
- (6) 規則で定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第18条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、第33条第1項に規定する医療機関その他適当な病院又は診療所への入院のための措置を講じることその他適切な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために他の医師に往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護医療院の医師は、入所者のために他の医師に往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該他の医師又は当該病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第19条 介護医療院は、入所者の心身の機能の維持回復を図るとともに日常生活における自立を支援するため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第20条 入所者に対する看護及び医学的管理の下における介護は、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

2 介護医療院は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 介護医療院は、入所者に対し、心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ適切な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 介護医療院は、第2項から前項までに定めるもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 介護医療院は、入所者に対し、その者の負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護又は介護を受けさせてはならない。

(食事)

第21条 介護医療院は、入所者に対し、栄養並びにその者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 入所者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。

3 介護医療院は、入所者への食事の提供については、その者の自立の支援に配慮し、できる限り食堂で行うよう努めなければならない。

(相談等)

第22条 介護医療院は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第23条 介護医療院は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(市町村への通知)

第24条 介護医療院は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なく介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を悪化させたときと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって法による保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者)

第25条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合であって、規則で定めるときは、この限りでない。

(管理者の責務)



第26条 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護医療院の管理者は、従業者がこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあつては、この限りでない。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第27条 計画担当介護支援専門員は、第16条に定めるもののほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴及び指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

(3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を行うこと。

(4) 第37条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等を記録すること。

(5) 第39条第3項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録すること。

(運営規程)

第28条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第34条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入所定員(Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。第30条において同じ。)

(4) 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第29条 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第30条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害があつた場合、虐待を受けた者を入所させようとする場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第31条 介護医療院は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第32条 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

3 介護医療院の管理者は、規則で定める業務を委託しようとするときは、規則で定める基準に適合する者に委託しなければならない。

(協力病院等)

第33条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、入所者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。

2 介護医療院は、あらかじめ、特定の歯科医療機関との間で、入所者への歯科医療の提供に関し当該歯科医療機関の協力を得ることについて合意しておくよう努めなければならない。

(重要事項の掲示)

第34条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第1項の医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第35条 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護医療院は、その従業者であつた者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

い。

3 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に入所者に関する情報を提供しようとするときは、あらかじめ、文書により当該入所者の同意を得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第36条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、これらの者が要介護被保険者（法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。）に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を当該居宅介護支援事業者に紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第37条 介護医療院は、その提供した介護医療院サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護医療院は、その提供した介護医療院サービスに係る苦情に関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又はその職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 介護医療院は、市町村からの求めがあったときは、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

5 介護医療院は、その提供した介護医療院サービスに係る苦情に関し、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項及び次項において同じ。）が法第176条第1項第3号の規定により行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 介護医療院は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第38条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流に努めなければならない。

2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第39条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第40条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第41条 介護医療院は、その従業者、施設及び設備並びに会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号、第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) 第12条第4項に規定する検討の内容等の記録

(3) その提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第15条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由の記録

(5) 第24条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 第37条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(7) 第39条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

### 第3章 ユニット型介護医療院

(この章の趣旨)

第42条 ユニット型介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営に関する基準は、前章に定めるもののほか、この章に定めるところによる。

第4条に次の1項を加え、同条を第5条とする。

4 第1項各号に掲げる施設の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

第3条の次に次の1条を加える。

(従業者)

第4条 介護医療院には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 医師
- (2) 薬剤師
- (3) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。第12条第5項において同じ。）
- (4) 介護職員
- (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
- (6) 栄養士
- (7) 介護支援専門員
- (8) 診療放射線技師
- (9) 調理員、事務員その他の従業者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

介護支援課

勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年12月25日

長野県知事 阿 部 守 一

#### 長野県条例第44号

勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例

勤労者福祉施設条例（昭和42年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県戸倉野外趣味活動センター条例

第1条中「勤労者福祉施設」を「野外趣味活動センター」に改める。

第2条中「教養施設、」及び「、娯楽施設等」を削り、「勤労者福祉施設（以下「福祉施設」を「長野県戸倉野外趣味活動センター（以下「センター」に、「設置」を「千曲市に設置」に改める。

第3条を削り、第4条中「福祉施設」を「センター」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「福祉施設」を「センター」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「福祉施設」を「センター」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「福祉施設」を「センター」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「第6条」を「第5条」に改め、同条第2号中「福祉施設」を「センター」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条第2号及び第3号中「福祉施設」を「センター」に改め、同条を第9条とする。

第11条第1号中「福祉施設」を「センター」に、「休館日」を「休場日」に改め、同条第2号中「福祉施設」を「センター」に改め、同条第3号中「福祉施設」を「センター」に、「入館」を「入場」に、「退館」を「退場」に改め、同条第6号中「福祉施設」を「センター」に改め、同条を第10条とする。

第12条第3号中「福祉施設」を「センター」に改め、同条を第11条とする。

第13条第1項中「福祉施設」を「センター」に改め、同条を第12条とする。

第14条第2号中「、厚生、教養又は文化」を「又は厚生」に改め、「講演会、」及び「、展示会」を削り、「これら」を「これ」に改め、同条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条中「福祉施設」を「センター」に改め、同条を第15条とする。

別表中「(第13条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同表の1及び2を削り、同表の3を同表の1とし、同表の4を同表の2とし、同表の5を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

労働雇用課

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年12月25日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県条例第45号

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例

長野県議会委員会条例（昭和35年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「環境産業観光委員会」を「産業観光企業委員会」に、「10人」を「9人」に改め、同号のアを削り、同号のイを同号の  
アとし、同号のウを同号のイとし、同号のエを同号のウとし、同号に次のように加える。

エ 企業局に関する事項

第2条第6号中「文教企業委員会」を「環境文教委員会」に改め、同号のイを削り、同号のアを同号のイとし、同号イの前に次のように  
加える。

ア 環境部に関する事項

附 則

この条例は、次の一般選挙により選挙された議員の任期が始まる日から施行する。

議 事 課

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年12月25日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県条例第46号

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第24条の7中「2万円」を「2万1,000円」に、「6,900円」を「7,100円」に改める。

第27条の2第2項中「100分の7」を「100分の6.7」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

(別表第1) (第5条関係)

教育職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	175,200	219,200	281,200	329,400	414,700	721,200
	2	177,400	221,500	284,300	332,400	417,100	
	3	179,400	223,800	287,100	335,500	419,500	
	4	181,500	226,000	290,000	338,600	422,100	
	5	183,500	228,200	292,800	341,900	424,200	
	6	186,100	230,300	295,400	344,700	426,800	
	7	188,600	232,600	297,600	347,400	429,000	
	8	191,200	234,700	300,100	350,100	431,600	
	9	193,700	237,100	302,700	353,200	433,300	
	10	196,600	239,500	305,300	356,300	435,900	
	11	199,400	242,000	307,700	359,400	438,200	
	12	202,100	244,400	310,400	362,800	440,500	
	13	204,900	246,600	312,800	365,700	442,000	
	14	206,800	249,000	314,800	367,800	444,200	
	15	208,700	251,500	316,900	370,200	446,500	
	16	210,700	253,900	318,900	372,800	448,800	
	17	212,700	256,000	321,100	375,200	451,000	
	18	214,500	259,100	323,400	377,400	453,400	
	19	216,300	262,300	325,400	379,800	455,800	
	20	218,100	265,500	327,500	381,900	458,200	

21	219,900	268,400	329,500	384,000	460,400
22	221,800	271,500	332,100	386,100	462,700
23	223,800	274,400	334,700	388,200	465,200
24	225,700	277,400	337,600	390,300	467,500
25	227,600	280,300	339,600	391,700	469,600
26	229,700	282,900	341,900	393,600	471,800
27	231,800	285,500	344,100	395,400	474,000
28	234,000	288,200	346,700	397,300	476,200
29	235,900	291,100	349,100	399,300	478,300
30	238,200	293,500	351,400	401,000	480,700
31	240,500	295,800	353,500	402,800	482,900
32	242,900	298,200	355,500	404,500	485,100
33	245,100	300,600	357,500	406,100	487,000
34	247,000	302,800	359,800	408,000	489,200
35	248,700	305,400	362,200	409,500	491,500
36	250,400	307,700	364,400	411,300	493,800
37	252,200	310,300	366,100	412,500	495,900
38	253,900	312,000	368,100	414,100	498,000
39	255,300	313,800	370,300	415,600	499,900
40	257,000	315,500	372,200	417,200	501,800
41	259,000	317,500	374,100	418,100	503,900
42	260,800	318,200	376,100	419,700	505,800
43	262,200	319,100	377,900	421,200	507,600
44	263,800	320,000	379,800	422,900	509,500
45	265,100	320,900	381,600	424,200	511,400
46	266,700	322,000	383,400	425,800	513,300
47	268,400	323,000	385,000	427,300	515,100
48	269,800	324,100	386,800	428,900	517,100
49	271,300	325,000	388,300	430,300	518,800
50	272,100	326,100	390,000	431,700	520,500
51	272,700	327,100	391,600	433,000	522,400
52	273,600	328,000	393,400	434,300	524,300
53	274,300	329,200	394,500	435,000	526,000
54	275,100	330,200	396,000	436,100	527,600
55	275,800	331,200	397,400	437,000	529,300
56	276,600	332,300	399,100	437,900	531,000
57	277,400	333,000	400,400	438,800	532,600
58	278,600	334,100	401,800	439,700	533,900
59	279,700	335,200	403,200	440,700	535,200
60	280,800	336,200	404,700	441,600	536,500
61	281,800	337,300	406,000	442,500	537,700
62	282,900	338,300	407,500	443,400	538,700
63	283,900	339,400	409,000	444,400	539,700
64	285,000	340,500	410,500	445,600	540,800
65	285,900	341,300	411,500	446,500	541,400
66	286,800	342,400	412,700	447,500	542,300
67	287,900	343,100	413,700	448,500	543,200
68	289,100	344,200	414,800	449,400	544,100
69	289,800	344,800	415,800	450,500	545,100
70	290,900	346,000	416,700	451,500	545,900

	71	291,900	346,900	417,600	452,400	546,600
	72	293,000	348,000	418,400	453,400	547,100
	73	293,900	348,300	419,200	454,400	547,800
	74	295,000	349,300	420,100	455,400	548,300
	75	296,100	350,300	420,900	456,300	549,100
	76	297,100	351,400	421,800	457,300	549,800
	77	297,600	352,400	422,500	458,100	550,300
	78	298,700	353,400	423,000	458,600	550,900
再任用 学校職 員以外 の職員	79	299,600	354,300	423,400	459,300	551,500
	80	300,500	355,200	423,800	460,000	552,100
	81	301,400	356,300	424,100	460,800	552,700
	82	302,300	357,300	424,500	461,500	
	83	303,300	358,300	424,800	461,800	
	84	304,200	359,300	425,200	462,400	
	85	304,700	359,900	425,500	462,800	
	86	305,500	360,600	425,900	463,200	
	87	306,300	361,200	426,300	463,600	
	88	307,200	361,800	426,800	463,900	
	89	307,800	362,400	427,100	464,200	
	90	308,500	362,800	427,500	464,700	
91	309,200	363,200	427,900	465,100		
92	309,800	363,700	428,200	465,400		
93	310,500	364,200	428,500	465,700		
94	311,100	364,600	428,900	466,100		
95	311,700	365,200	429,200	466,400		
96	312,300	365,700	429,500	466,700		
97	313,100	366,300	429,800	467,000		
98	313,700	366,800	430,200	467,400		
99	314,300	367,200	430,500	467,700		
100	314,900	367,700	430,800	468,000		
101	315,300	368,100	431,200	468,300		
102	315,600	368,600	431,600			
103	315,900	368,900	431,900			
104	316,300	369,400	432,200			
105	316,600	370,000	432,500			
106	317,000	370,400	432,900			
107	317,300	370,900	433,200			
108	317,700	371,400	433,500			
109	318,100	371,800	433,800			
110	318,400	372,300	434,100			
111	318,800	372,800	434,400			
112	319,200	373,200	434,700			
113	319,500	373,600	435,000			
114	319,900	374,000	435,300			
115	320,200	374,600	435,600			
116	320,500	375,000	436,000			
117	320,700	375,400	436,200			
118	321,000	375,800				
119	321,400	376,300				
120	321,800	376,700				

	121	322,000	377,000				
	122	322,400	377,400				
	123	322,800	377,900				
	124	323,200	378,200				
	125	323,400	378,600				
	126	323,600	379,200				
	127	323,900	379,700				
	128	324,300	380,100				
	129	324,500	380,500				
	130	324,800	381,000				
	131	325,200	381,500				
	132	325,400	382,000				
	133	325,600	382,500				
	134	325,900	383,000				
	135	326,300	383,500				
	136	326,500	384,100				
	137	326,700	384,600				
	138	327,000	385,100				
	139	327,200	385,600				
	140	327,500	386,100				
	141	327,900	386,600				
	142	328,200					
	143	328,500					
	144	328,800					
	145	329,200					
	146	329,500					
	147	329,700					
	148	330,000					
	149	330,400					
	150	330,700					
	151	331,000					
	152	331,200					
	153	331,500					
	154	331,900					
	155	332,200					
	156	332,500					
	157	332,700					
再任用 学校職員		240,600	288,800	300,100	322,500	408,300	

(別表第2)(第5条関係)

教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	161,300	206,600	337,300	425,800
	2	162,800	208,300	339,500	427,700
	3	164,300	210,000	341,900	429,500
	4	165,900	211,700	344,000	431,300

5	167,600	213,600	346,300	432,800
6	169,500	215,200	348,500	434,300
7	171,400	216,900	350,900	436,300
8	173,200	218,600	353,200	438,200
9	175,000	220,400	354,900	440,000
10	177,200	222,300	357,100	441,900
11	179,200	224,300	359,200	443,800
12	181,300	226,200	361,400	445,700
13	183,300	227,800	363,500	447,400
14	185,600	229,800	365,600	449,300
15	187,800	231,800	367,600	451,200
16	190,100	233,900	369,700	453,100
17	192,400	235,700	371,300	454,900
18	195,100	238,500	373,200	456,700
19	197,600	241,200	375,100	458,500
20	200,200	244,000	377,100	460,400
21	202,700	246,700	378,700	462,000
22	204,500	249,500	380,700	463,700
23	206,200	252,200	382,500	465,700
24	207,900	254,900	384,500	467,400
25	209,500	257,500	385,800	469,200
26	211,000	260,000	387,600	470,800
27	212,700	262,600	389,500	472,400
28	214,400	264,900	391,400	474,000
29	215,900	267,600	393,300	475,500
30	217,600	270,100	395,200	476,800
31	219,400	272,300	397,100	478,100
32	221,100	274,500	399,200	479,500
33	222,700	276,700	400,900	480,700
34	224,500	278,900	402,600	481,400
35	226,300	281,200	404,300	482,100
36	228,200	283,200	406,100	482,800
37	229,700	285,600	407,300	483,500
38	231,500	287,600	408,900	
39	233,400	289,600	410,300	
40	235,200	291,600	411,700	
41	237,000	293,400	413,500	
42	238,700	295,900	414,900	
43	240,300	298,200	416,200	
44	242,000	300,800	417,800	
45	243,400	302,800	419,400	
46	244,800	305,400	420,700	
47	246,100	307,700	422,300	
48	247,400	310,500	423,900	
49	248,800	313,000	425,600	
50	250,300	315,400	427,100	
51	251,600	318,000	428,700	
52	253,100	320,300	430,200	
53	254,300	322,600	432,000	



	54	255,500	324,800	433,500
	55	257,000	327,000	435,100
	56	258,100	329,200	436,800
	57	259,400	331,100	438,300
	58	260,600	333,300	439,800
	59	261,700	335,400	441,100
	60	262,900	337,500	442,300
	61	264,200	339,600	443,500
	62	265,400	341,800	444,800
	63	266,800	344,000	446,200
	64	267,900	346,300	447,400
	65	269,200	348,000	448,600
	66	270,800	350,200	449,800
	67	272,300	352,300	451,100
	68	274,000	354,500	452,300
	69	275,500	356,400	453,500
	70	276,900	358,300	454,700
	71	278,300	360,400	456,000
	72	279,800	362,400	457,200
再任用 学校職 員以外 の職員	73	280,900	364,000	458,300
	74	282,300	366,000	458,900
	75	283,700	367,800	459,400
	76	285,000	369,800	460,000
	77	286,200	371,600	460,500
	78	287,400	373,300	
	79	288,600	375,100	
	80	289,900	376,700	
	81	291,000	378,200	
	82	292,200	379,800	
	83	293,400	381,300	
	84	294,700	382,700	
	85	295,700	383,900	
86	296,800	385,300		
87	297,800	386,700		
88	299,100	388,000		
89	300,200	389,400		
90	301,300	390,700		
91	302,500	391,900		
92	303,800	393,300		
93	304,300	394,600		
94	305,300	395,700		
95	306,400	397,000		
96	307,600	398,300		
97	308,700	399,700		
98	309,800	400,700		
99	310,800	401,800		
100	311,900	402,900		
101	312,900	403,800		
102	314,000	404,800		
103	315,100	405,900		

104	316,100	407,000		
105	316,700	407,800		
106	317,700	408,700		
107	318,500	409,600		
108	319,300	410,500		
109	320,200	411,300		
110	320,600	412,300		
111	321,000	413,100		
112	321,500	413,900		
113	322,200	414,500		
114	322,600	415,200		
115	323,100	415,900		
116	323,600	416,600		
117	324,200	417,300		
118	324,700	417,800		
119	325,100	418,200		
120	325,600	418,600		
121	326,100	419,000		
122	326,500	419,300		
123	327,100	419,600		
124	327,600	419,800		
125	328,200	420,000		
126	328,500	420,300		
127	328,800	420,600		
128	329,100	420,800		
129	329,300	421,000		
130	329,600	421,300		
131	329,900	421,700		
132	330,200	421,900		
133	330,400	422,100		
134	330,600	422,400		
135	330,800	422,700		
136	331,100	422,900		
137	331,400	423,100		
138	331,700	423,400		
139	332,000	423,700		
140	332,300	423,900		
141	332,500	424,100		
142	332,700	424,400		
143	333,000	424,700		
144	333,200	424,900		
145	333,500	425,100		
146	333,700			
147	334,000			
148	334,300			
149	334,500			

	150	334,700			
	151	335,000			
	152	335,300			
	153	335,500			
再任用 学校職員		239,000	280,200	338,200	424,100

(備考) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

(別表第3)(第5条関係)

教育職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 161,300	円 177,600	円 297,500	円 415,400
	2	162,800	179,700	300,200	417,000
	3	164,300	181,900	303,100	418,500
	4	165,900	184,100	305,700	420,000
	5	167,600	186,200	308,300	421,400
	6	169,500	188,400	310,700	422,900
	7	171,400	190,700	313,100	424,400
	8	173,200	192,900	315,500	426,000
	9	175,000	195,300	318,000	427,500
	10	177,200	198,100	320,600	428,900
	11	179,200	200,900	323,400	430,300
	12	181,300	203,600	326,300	431,700
	13	183,300	206,600	328,800	433,000
	14	185,600	208,300	330,800	434,400
	15	187,800	210,000	332,900	435,900
	16	190,100	211,700	335,200	437,300
	17	192,400	213,600	337,300	438,500
	18	195,100	215,200	339,500	439,800
	19	197,600	216,900	341,900	441,100
	20	200,200	218,600	344,000	442,400
	21	202,700	220,400	346,300	443,500
	22	204,500	222,300	348,500	444,700
	23	206,200	224,300	350,900	446,100
	24	207,900	226,200	353,200	447,400
	25	209,500	227,800	354,900	448,700
	26	210,900	229,800	356,800	449,900
	27	212,500	231,800	358,700	451,000
	28	214,100	233,900	360,700	452,100
	29	215,800	235,700	362,500	453,300
	30	217,500	238,500	364,300	454,100
	31	219,300	241,200	366,100	455,000
	32	221,000	244,000	368,000	455,900
	33	222,400	246,700	369,300	456,800
	34	224,200	249,500	371,100	457,300
	35	225,900	252,200	372,600	457,800

	36	227,700	254,900	374,500	458,300
	37	229,100	257,500	376,400	458,800
	38	230,800	260,000	377,900	
	39	232,600	262,600	379,300	
	40	234,300	264,900	380,900	
	41	235,900	267,600	382,000	
	42	237,700	270,100	383,400	
	43	239,300	272,300	384,900	
	44	240,900	274,500	386,400	
	45	242,700	276,700	387,800	
	46	244,200	278,900	389,500	
	47	245,500	281,200	391,100	
	48	247,000	283,200	392,600	
	49	248,200	285,600	394,100	
	50	249,600	287,600	395,600	
	51	251,200	289,600	397,100	
	52	252,400	291,600	398,600	
	53	253,500	293,400	399,800	
	54	254,900	295,900	401,100	
	55	256,200	298,200	402,200	
	56	257,400	300,800	403,400	
	57	258,600	302,800	404,800	
	58	259,800	305,400	406,000	
	59	261,000	307,700	407,200	
	60	262,200	310,500	408,600	
	61	263,600	313,000	409,800	
	62	264,600	315,400	410,800	
	63	265,900	318,000	412,300	
	64	266,800	320,300	413,600	
	65	267,800	322,600	414,800	
	66	269,200	324,800	415,900	
	67	270,700	327,000	417,200	
	68	272,100	329,200	418,300	
	69	273,700	331,100	419,300	
	70	275,300	333,300	420,500	
	71	276,800	335,400	421,800	
	72	278,200	337,500	423,000	
再任用	73	279,200	339,600	423,600	
学校職	74	280,500	341,800	424,400	
員以外	75	281,800	344,000	425,100	
の職員	76	283,000	346,300	425,600	
	77	284,300	348,000	425,900	
	78	285,400	349,900	426,300	
	79	286,600	351,700	426,800	
	80	287,800	353,500	427,200	
	81	289,100	355,400	427,500	
	82	290,000	357,200	427,900	
	83	291,200	358,600	428,300	
	84	292,400	360,500	428,600	

85	293,300	361,700	428,900
86	294,300	363,300	429,300
87	295,000	364,900	429,700
88	296,000	366,400	430,000
89	297,000	367,700	430,300
90	297,900	369,000	430,600
91	298,900	370,500	430,900
92	299,700	371,900	431,200
93	300,000	373,400	431,400
94	300,700	374,800	
95	301,400	376,100	
96	302,200	377,300	
97	303,000	378,300	
98	303,900	379,400	
99	304,700	380,400	
100	305,400	381,400	
101	306,300	382,300	
102	306,800	383,300	
103	307,300	384,400	
104	307,800	385,400	
105	308,100	386,200	
106	308,500	387,100	
107	308,800	388,000	
108	309,000	389,100	
109	309,200	389,900	
110	309,400	390,900	
111	309,700	391,900	
112	310,000	392,900	
113	310,200	393,600	
114	310,400	394,500	
115	310,600	395,400	
116	310,900	396,300	
117	311,200	397,100	
118	311,500	397,800	
119	311,800	398,700	
120	312,100	399,500	
121	312,300	400,100	
122	312,500	400,900	
123	312,800	401,600	
124	313,100	402,300	
125	313,400	403,000	
126		403,700	
127		404,200	
128		404,800	
129		405,500	
130		406,100	
131		406,600	
132		407,100	
133		407,500	
134		407,800	

	135		408,100		
	136		408,400		
	137		408,700		
	138		409,000		
	139		409,300		
	140		409,600		
	141		409,900		
	142		410,200		
	143		410,500		
	144		410,800		
	145		411,000		
	146		411,300		
	147		411,600		
	148		411,800		
	149		412,000		
	150		412,400		
	151		412,700		
	152		412,900		
	153		413,100		
	154		413,400		
	155		413,700		
	156		413,900		
	157		414,100		
再任用 学校職員		230,000	276,900	331,300	413,900

(備考) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(別表第4)(第5条関係)

学校栄養職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	152,200	190,900	226,800	253,400	285,900
	2	153,600	192,500	228,500	254,600	287,900
	3	155,000	194,100	230,100	255,900	290,200
	4	156,500	195,800	231,700	257,300	292,300
	5	157,700	197,300	233,200	258,500	294,500
	6	159,500	198,800	234,800	259,700	296,600
	7	161,300	200,500	236,300	261,000	298,800
	8	163,000	202,000	238,000	262,100	300,900
	9	164,700	203,600	239,100	263,400	302,900
	10	166,500	205,400	240,600	264,400	305,200
	11	168,200	207,000	242,100	265,500	307,300
	12	170,000	208,800	243,300	266,500	309,600
	13	171,600	210,200	244,900	267,800	311,600
	14	173,500	211,800	246,400	269,100	313,600
	15	175,600	213,500	247,600	270,800	315,700
	16	177,500	215,100	249,000	272,200	317,800

	17	179,400	216,500	249,900	273,700	319,800
	18	181,400	218,200	251,200	275,600	321,800
	19	183,200	219,900	252,400	277,400	324,000
	20	185,200	221,600	253,600	279,200	326,100
	21	187,100	223,000	255,000	281,100	328,000
	22	188,600	224,500	256,100	282,900	330,000
	23	190,200	225,900	257,100	284,800	331,900
	24	191,700	227,500	258,200	286,500	333,900
	25	193,300	228,900	259,400	288,300	335,600
	26	194,700	230,300	260,800	290,300	337,600
	27	196,200	231,600	262,200	292,200	339,600
	28	197,600	233,000	263,700	294,100	341,700
	29	199,200	234,300	265,100	295,800	343,000
	30	200,400	235,700	266,900	297,600	344,800
	31	201,700	237,300	268,600	299,500	346,600
	32	203,000	238,700	270,300	301,400	348,400
	33	204,500	239,800	271,700	303,100	350,100
	34	205,900	241,100	273,500	304,900	352,000
	35	207,200	242,200	275,300	306,700	353,900
	36	208,700	243,500	277,000	308,600	355,800
	37	209,800	244,900	278,500	309,900	357,600
	38	211,100	246,200	280,300	311,600	359,300
	39	212,400	247,400	282,000	313,200	361,000
	40	213,800	248,700	283,600	314,800	362,700
	41	214,900	250,000	285,200	316,500	363,900
	42	216,100	251,200	286,800	318,300	365,100
	43	217,300	252,400	288,500	319,900	366,300
	44	218,600	253,500	290,300	321,600	367,500
	45	219,800	254,600	291,800	322,600	368,700
	46	220,900	256,100	293,500	324,000	369,600
	47	221,900	257,600	295,300	325,500	370,800
	48	223,100	258,900	296,900	327,200	371,900
	49	224,100	260,600	298,100	328,600	372,900
	50	225,100	262,000	299,800	329,900	373,900
	51	226,000	263,400	301,100	331,100	375,000
	52	227,000	264,700	302,700	332,500	376,000
	53	227,500	265,900	304,100	333,600	376,800
	54	228,400	267,300	305,600	334,600	377,600
	55	229,100	268,700	307,000	335,700	378,500
	56	230,000	270,100	308,600	336,800	379,500
	57	230,700	270,900	309,600	337,300	380,000
再任用	58	231,600	272,200	310,800	338,200	380,800
学校職	59	232,400	273,500	312,000	339,000	381,600
員以外	60	233,200	274,900	313,500	339,900	382,400
の職員	61	234,100	275,800	314,800	340,700	382,800
	62	234,900	277,000	316,000	341,000	383,500
	63	235,800	278,300	317,300	341,700	384,300
	64	236,800	279,700	318,600	342,400	385,000
	65	237,500	280,500	320,000	343,000	385,400
	66	238,300	281,600	320,800	343,700	386,000

	67	239,100	282,500	321,600	344,400	386,700
	68	239,900	283,600	322,500	345,100	387,300
	69	240,600	284,700	323,100	345,900	387,700
	70	241,300	285,700	323,800	346,400	388,200
	71	242,100	286,800	324,500	347,000	388,800
	72	242,700	287,900	325,100	347,600	389,300
	73	243,400	288,500	325,800	347,900	389,900
	74	244,200	289,300	326,000	348,500	390,400
	75	245,000	289,800	326,600	349,000	391,000
	76	245,700	290,600	327,300	349,600	391,600
	77	246,100	291,400	327,900	350,100	392,100
	78	246,800	292,000	328,400	350,700	392,600
	79	247,400	292,600	328,900	351,200	393,100
	80	248,000	293,200	329,400	351,600	393,700
	81	248,300	294,000	330,000	351,900	394,000
	82	248,700	294,500	330,500	352,200	394,500
	83	249,100	294,900	330,900	352,600	394,900
	84	249,400	295,300	331,400	352,900	395,300
	85	249,700	295,500	332,000	353,400	395,700
	86		295,700	332,400	353,700	396,200
	87		295,900	332,600	354,000	396,600
	88		296,100	333,000	354,300	397,000
	89		296,500	333,400	354,700	397,400
	90		296,700	333,800	355,000	398,000
	91		296,900	334,200	355,500	398,400
	92		297,100	334,600	355,800	398,800
	93		297,500	334,900	356,200	399,200
	94		297,700	335,100	356,500	
	95		297,900	335,500	356,800	
	96		298,200	335,800	357,100	
	97		298,700	336,000	357,400	
	98		299,000	336,400	357,800	
	99		299,200	336,700	358,200	
	100		299,500	337,000	358,600	
	101		299,800	337,200	359,100	
	102		300,000	337,500	359,500	
	103		300,200	337,900	359,900	
	104		300,500	338,100	360,400	
	105		300,800	338,300	360,900	
	106			338,500		
	107			338,900		
	108			339,100		
	109			339,300		
	110			339,700		
	111			340,100		
	112			340,500		
	113			340,700		
再任用 学校職 員		192,700	219,900	248,700	262,400	288,100



(別表第5)(第5条関係)

## 事務職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
1		147,200	198,100	234,900	268,600	295,100	326,000
2		148,300	200,000	236,500	270,600	297,300	328,300
3		149,500	201,800	238,100	272,400	299,700	330,600
4		150,600	203,600	239,700	274,500	301,800	332,900
5		151,800	205,200	241,100	276,300	303,800	335,100
6		152,900	207,000	242,900	278,200	306,100	337,200
7		154,000	208,900	244,400	280,200	308,500	339,400
8		155,100	210,700	246,000	282,300	310,700	341,700
9		156,200	212,300	247,300	284,400	312,600	343,600
10		157,700	214,200	248,800	286,400	315,000	345,900
11		159,000	216,000	250,400	288,500	317,200	347,900
12		160,300	217,800	251,900	290,600	319,600	350,100
13		161,700	219,300	253,400	292,600	321,700	352,000
14		163,200	221,100	254,900	294,800	323,900	354,000
15		164,700	222,900	256,300	296,800	326,100	356,100
16		166,400	224,700	257,700	298,900	328,300	358,100
17		167,700	226,400	259,200	300,700	330,200	359,800
18		169,200	228,200	260,900	302,700	332,300	361,900
19		170,800	229,800	262,600	304,900	334,300	363,700
20		172,300	231,400	264,400	306,900	336,400	365,700
21		173,700	232,900	266,100	308,900	338,100	367,600
22		176,500	234,600	267,900	311,000	340,200	369,600
23		179,100	236,200	269,600	313,100	342,300	371,600
24		181,800	237,900	271,400	315,200	344,400	373,500
25		184,500	239,000	273,300	316,900	345,900	375,600
26		186,300	240,500	275,300	319,100	347,800	377,500
27		187,900	242,000	277,100	321,100	349,700	379,600
28		189,700	243,300	278,900	323,200	351,700	381,600
29		191,200	244,600	280,700	324,900	353,300	383,100
30		192,900	245,800	282,600	327,000	355,200	385,000
31		194,800	246,900	284,600	329,100	357,200	386,800
32		196,500	248,100	286,300	331,200	359,000	388,400
33		198,100	249,400	287,800	332,500	361,000	390,300
34		199,600	250,500	289,800	334,500	362,800	391,700
35		201,100	251,800	291,600	336,500	364,600	393,300
36		202,600	253,100	293,500	338,600	366,400	394,900
37		204,000	254,000	295,200	340,500	367,800	396,300
38		205,300	255,400	296,900	342,500	369,100	397,500
39		206,500	256,900	298,800	344,500	370,600	398,800
40		207,800	258,300	300,600	346,500	372,000	399,900
41		209,200	259,700	302,100	348,400	373,300	401,000
42		210,500	261,200	303,900	350,300	374,200	402,200
43		211,800	262,600	305,400	352,200	375,400	403,500
44		213,100	263,900	307,000	354,100	376,500	404,600

	45	214,300	265,100	308,700	355,700	377,300	405,300
	46	215,600	266,500	310,400	357,100	378,200	406,000
	47	216,900	267,900	312,000	358,600	379,200	406,700
	48	218,300	269,200	313,800	360,200	380,100	407,500
	49	219,400	270,400	314,700	361,800	381,000	408,100
	50	220,500	271,500	316,200	362,600	381,800	408,700
	51	221,500	272,800	317,800	363,800	382,600	409,200
	52	222,700	274,100	319,400	364,900	383,400	409,600
	53	223,800	275,200	321,000	365,800	384,200	410,000
	54	224,800	276,300	322,700	366,900	384,900	410,300
	55	225,700	277,600	324,300	367,800	385,600	410,600
	56	226,700	278,900	325,800	368,900	386,300	410,900
	57	227,100	279,900	327,400	369,900	386,800	411,200
	58	228,100	280,900	328,600	370,600	387,400	411,500
	59	228,900	281,800	329,800	371,300	388,000	411,800
	60	229,700	282,900	331,000	372,000	388,800	412,100
	61	230,400	284,000	331,800	372,400	389,200	412,500
	62	231,400	285,100	332,700	373,000	389,900	412,800
	63	232,300	286,000	333,500	373,700	390,500	413,100
	64	233,200	287,000	334,300	374,500	391,100	413,400
再任用	65	233,900	287,500	335,200	374,800	391,500	413,700
学校職	66	234,700	288,400	335,600	375,500	392,100	414,000
員以外	67	235,600	289,200	336,400	376,200	392,700	414,300
の職員	68	236,600	290,100	337,200	376,900	393,400	414,600
	69	237,400	291,100	338,000	377,200	393,800	414,800
	70	238,100	291,900	338,700	377,800	394,300	415,100
	71	238,700	292,700	339,400	378,500	394,800	415,400
	72	239,500	293,500	340,100	379,200	395,400	415,700
	73	240,300	294,400	340,600	379,500	395,700	415,900
	74	241,000	294,900	341,300	380,100	396,100	416,200
	75	241,800	295,300	341,800	380,800	396,500	416,500
	76	242,400	295,800	342,400	381,400	396,900	416,700
	77	243,100	296,000	342,700	381,800	397,200	417,000
	78	243,900	296,300	343,200	382,300	397,500	417,300
	79	244,700	296,500	343,600	382,900	397,800	417,600
	80	245,400	296,900	344,100	383,400	398,200	417,800
	81	245,900	297,100	344,500	384,000	398,400	418,000
	82	246,700	297,300	345,000	384,600	398,700	418,300
	83	247,400	297,700	345,500	385,100	399,000	418,600
	84	248,100	298,000	346,100	385,400	399,200	418,800
	85	248,700	298,300	346,400	385,800	399,400	419,000
	86	249,400	298,700	346,800	386,300	399,700	
	87	250,100	299,000	347,300	386,700	400,000	
	88	250,800	299,400	347,700	387,100	400,200	
	89	251,400	299,700	348,000	387,500	400,400	
	90	251,900	300,100	348,400	388,000	400,700	
	91	252,200	300,400	348,900	388,400	401,000	
	92	252,600	300,800	349,300	388,900	401,200	
	93	252,900	301,000	349,500	389,200	401,400	

	94		301,200	349,900	389,700		
	95		301,500	350,400	390,100		
	96		301,900	350,900	390,500		
	97		302,100	351,100	390,800		
	98		302,400	351,500	391,300		
	99		302,800	351,900	391,700		
	100		303,300	352,200	392,100		
	101		303,500	352,500	392,400		
	102		303,800	352,900			
	103		304,200	353,300			
	104		304,500	353,700			
	105		304,700	354,200			
	106		305,000	354,600			
	107		305,400	355,000			
	108		305,700	355,500			
	109		305,900	356,000			
	110		306,300	356,400			
	111		306,700	356,700			
	112		307,000	357,000			
	113		307,200	357,500			
	114		307,400				
	115		307,700				
	116		308,200				
	117		308,400				
	118		308,600				
	119		308,900				
	120		309,200				
	121		309,600				
	122		309,800				
	123		310,100				
	124		310,400				
	125		310,700				
再任用 学校職 員		191,700	219,800	260,700	280,500	295,900	321,800

「	50,700	「	50,800
	48,900		49,000
	47,100		47,200
	45,300		45,400
	43,500		43,600
	41,700		41,800
	39,900		40,000
	38,100		38,200
	36,300		36,400
	34,900		35,000
	33,500		33,600
	32,100		32,200
	30,700		30,800
	29,300		29,400

別表第7のA中

を

に改める。

27,900	28,000
26,500	26,600
25,900	26,000
25,300	25,400
24,300	24,400
23,700	23,800
23,100	23,200
22,500	22,600
21,900	22,000
21,100	21,200
20,800	20,900
20,400	20,500
19,800	19,900
18,900	19,000

## 附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第27条の2第2項の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。
- この条例による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例第24条の7及び別表第1から別表第5までの規定は、平成30年4月1日から適用する。

(実施規定)

- この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(給与の内払)

- この条例による改正前の長野県学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて、平成30年4月1日以後の分として学校職員に支払われた給与は、この条例による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

教育政策課  
義務教育課  
高校教育課  
特別支援教育課

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年12月25日

長野県知事 阿 部 守 一

## 長野県条例第47号

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第22条中「2万円」を「2万1,000円」に、「7,200円」を「7,400円」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

(別表第1) (第6条関係)

警察職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	171,300	187,400	214,400	254,900	299,200	326,100	355,000	390,100	431,900
	2	173,000	189,100	216,400	256,800	301,200	328,400	357,300	392,300	433,700
	3	174,800	191,000	218,500	258,600	303,400	330,700	359,600	394,300	435,600
	4	176,600	192,800	220,500	260,400	305,700	332,900	361,900	396,400	437,600
	5	178,100	194,800	222,500	262,200	307,400	335,100	363,900	398,200	439,000

6	180,100	197,100	224,400	264,000	309,700	337,400	366,100	400,200	440,800
7	181,900	199,500	226,400	265,700	311,800	339,700	368,300	402,000	442,400
8	183,800	201,800	228,400	267,400	314,100	342,000	370,600	403,900	443,900
9	185,600	204,100	230,500	268,700	316,000	343,700	372,300	405,600	445,600
10	187,300	206,700	232,400	270,400	318,300	346,100	374,600	407,700	447,300
11	189,000	209,300	234,200	271,700	320,600	348,300	376,600	409,700	448,900
12	190,800	211,800	236,000	273,000	322,800	350,700	378,800	411,800	450,600
13	192,700	214,200	237,900	274,400	324,900	352,700	380,700	413,600	451,700
14	194,900	216,000	239,800	275,900	327,300	354,800	382,800	415,700	453,300
15	197,000	217,800	241,800	277,000	329,500	357,100	384,900	417,800	455,200
16	199,200	219,700	243,700	278,300	331,800	359,200	387,000	419,900	457,000
17	201,400	221,600	245,200	279,100	333,500	361,300	388,700	421,700	458,600
18	203,900	223,400	247,100	280,600	335,800	363,300	390,700	423,400	460,500
19	206,300	225,300	248,900	282,000	338,000	365,400	392,600	425,100	462,300
20	208,800	227,100	250,700	283,400	340,300	367,500	394,700	426,800	464,000
21	211,300	228,900	252,400	284,800	342,300	369,200	396,400	428,500	465,700
22	213,100	230,700	253,800	286,200	344,300	371,300	398,600	430,100	467,400
23	214,900	232,600	255,000	287,500	346,500	373,100	400,700	431,600	469,100
24	216,700	234,400	256,400	289,100	348,500	375,300	402,800	433,100	470,900
25	218,700	236,000	257,700	290,300	350,400	377,000	404,500	434,400	472,400
26	220,400	237,800	258,900	292,100	352,600	379,100	406,500	435,900	473,900
27	222,200	239,500	260,200	294,200	354,500	381,100	408,700	437,400	475,400
28	224,000	241,200	261,500	296,200	356,600	383,100	410,800	439,000	476,700
29	225,900	242,500	262,600	298,100	358,400	385,000	412,400	440,300	477,900
30	227,800	244,300	263,700	300,200	360,600	387,100	414,200	442,100	478,700
31	229,600	246,100	265,000	302,000	362,400	389,300	415,900	443,800	479,400
32	231,400	248,000	266,200	304,000	364,500	391,300	417,700	445,500	480,100
33	233,100	249,400	266,700	305,700	366,000	393,300	419,400	446,900	480,600
34	234,800	250,900	267,900	307,500	368,000	395,400	420,900	448,600	481,400
35	236,500	252,300	269,000	309,500	370,000	397,500	422,600	450,400	482,100
36	238,300	253,700	270,300	311,300	372,100	399,500	424,100	452,000	482,700
37	239,500	255,000	271,200	313,200	374,000	401,200	425,400	453,400	483,000
38	241,300	256,400	272,400	315,100	376,200	402,800	427,000	454,100	483,700
39	243,200	257,600	273,400	317,000	378,200	404,100	428,500	454,900	484,200
40	245,000	258,800	274,400	318,800	380,300	405,500	430,000	455,600	484,700
41	246,500	259,900	275,700	320,500	382,300	406,700	431,600	456,000	485,200
42	247,900	261,200	277,000	322,400	384,500	407,900	432,900	456,600	485,600
43	249,200	262,300	278,300	324,300	386,600	408,900	434,200	457,300	486,000
44	250,400	263,400	279,600	326,200	388,700	409,900	435,400	457,900	486,400
45	251,800	264,100	280,700	328,000	390,400	411,100	436,500	458,700	486,700
46	252,900	265,200	282,200	329,900	392,100	412,400	437,200	459,400	
47	253,900	266,400	283,700	331,900	393,800	413,500	438,000	460,000	
48	254,800	267,600	285,300	333,700	395,500	414,700	438,800	460,500	
49	255,600	268,500	287,100	335,100	396,900	416,000	439,300	461,000	
50	256,800	269,700	288,800	336,800	398,000	416,800	439,700	461,300	
51	258,000	270,800	290,600	338,200	399,000	417,700	440,100	461,600	
52	259,100	271,900	292,100	339,900	400,000	418,400	440,400	462,000	
53	259,700	273,100	293,600	341,500	401,300	418,900	440,800	462,400	
54	261,000	274,000	295,500	343,200	402,400	419,600	441,200	462,600	
55	261,900	275,500	297,200	344,800	403,600	420,300	441,500	462,900	

	56	263,100	276,700	299,000	346,700	404,800	420,900	441,800	463,100	
	57	264,100	277,700	300,400	347,600	406,100	421,700	442,100	463,500	
	58	265,100	279,300	302,100	349,300	406,900	422,100	442,400	463,700	
	59	266,000	280,800	304,000	351,000	407,800	422,700	442,700	463,900	
	60	267,000	282,300	305,800	352,600	408,500	423,300	443,000	464,100	
	61	268,100	283,900	307,200	354,200	409,000	423,700	443,300	464,600	
	62	269,000	285,600	309,100	356,000	409,700	424,300	443,600		
	63	270,200	287,200	310,900	357,700	410,400	424,800	443,900		
	64	271,100	288,700	312,600	359,400	411,100	425,300	444,200		
	65	272,200	290,200	314,000	361,100	411,400	425,800	444,500		
	66	273,400	291,600	315,700	362,700	412,100	426,500	444,800		
	67	274,600	293,100	317,100	364,300	412,900	426,900	445,100		
	68	275,800	294,600	318,900	366,000	413,500	427,400	445,500		
	69	277,000	296,100	320,300	367,200	413,900	427,800	445,700		
	70	278,400	297,600	321,700	368,600	414,400	428,100	446,000		
	71	279,900	299,300	323,100	370,000	415,000	428,400	446,300		
再任用 の警察 職員以 外の職 員	72	281,200	300,900	324,600	371,400	415,500	428,700	446,600		
	73	282,400	302,100	325,300	372,600	416,000	429,000	446,800		
	74	283,800	303,600	327,000	373,800	416,400	429,300	447,100		
	75	285,300	305,100	328,500	375,200	417,000	429,600	447,400		
	76	286,500	306,600	330,200	376,500	417,500	429,900	447,700		
	77	287,600	307,500	332,100	377,800	418,000	430,100	447,900		
	78	288,800	309,100	333,800	379,100	418,500	430,400	448,200		
	79	290,100	310,300	335,400	380,300	419,100	430,700	448,500		
	80	291,100	311,800	337,100	381,500	419,600	431,000	448,800		
	81	292,200	313,200	338,800	382,700	420,000	431,300	449,000		
	82	293,400	314,600	340,500	384,000	420,600	431,600	449,300		
	83	294,800	315,700	342,200	385,100	421,100	431,900	449,600		
	84	296,100	317,100	343,900	386,300	421,300	432,100	449,900		
	85	297,200	318,100	345,300	387,400	421,700	432,300	450,200		
	86	298,500	319,600	346,900	388,000	422,200	432,600			
	87	299,400	320,900	348,400	388,600	422,500	432,900			
	88	300,600	322,500	349,900	389,200	422,800	433,100			
	89	301,600	324,000	351,300	389,800	423,100	433,300			
	90	302,800	325,500	352,500	390,400	423,500	433,600			
	91	304,000	327,000	353,800	391,000	423,900	433,900			
	92	305,200	328,500	355,100	391,600	424,300	434,100			
	93	305,700	329,800	356,600	391,900	424,600	434,300			
	94	307,000	331,100	358,100	392,400	425,000				
	95	308,200	332,600	359,600	393,000	425,400				
	96	309,500	333,900	361,200	393,600	425,800				
	97	310,600	335,100	362,500	394,000	426,100				
	98	311,800	336,500	363,700	394,400	426,600				
	99	313,100	337,800	364,900	395,000	427,000				
	100	314,300	339,100	366,100	395,500	427,400				
	101	315,500	340,500	367,200	395,900	427,700				
	102	316,500	341,500	368,300	396,400					
	103	317,700	342,600	369,400	397,000					
	104	318,700	343,800	370,700	397,500					
	105	319,500	344,900	371,900	397,800					

	106	320,100	346,100	372,400	398,300					
	107	320,700	347,100	373,000	398,800					
	108	321,400	348,200	373,600	399,100					
	109	321,900	349,400	374,200	399,400					
	110	322,500	350,400	374,800	399,900					
	111	323,000	351,500	375,300	400,400					
	112	323,600	352,400	375,800	400,900					
	113	324,400	353,300	376,200	401,200					
	114	325,100	354,200	376,600	401,700					
	115	325,800	355,200	377,200	402,200					
	116	326,500	356,300	377,700	402,800					
	117	327,200	357,300	378,100	403,100					
	118	328,000	357,800	378,600	403,600					
	119	328,700	358,400	379,300	404,100					
	120	329,500	359,000	379,800	404,600					
	121	330,100	359,300	380,000	405,000					
	122	330,400	359,700	380,500	405,500					
	123	330,900	360,300	381,000	405,900					
	124	331,400	360,700	381,400	406,400					
	125	331,800	361,100	381,900	406,800					
	126		361,500	382,400						
	127		362,000	382,900						
	128		362,400	383,400						
	129		362,800	383,800						
	130		363,200	384,300						
	131		363,600	384,800						
	132		364,000	385,300						
	133		364,200	385,600						
	134		364,700	386,100						
	135		365,200	386,500						
	136		365,500	386,900						
	137		365,800	387,200						
	138		366,200	387,700						
	139		366,700	388,200						
	140		367,200	388,800						
	141		367,500	389,100						
	142		368,000							
	143		368,500							
	144		369,000							
	145		369,300							
再任用 の警察 職員		246,700	258,600	262,800	294,800	311,600	326,000	350,100	386,000	418,300

(備考) この表は、警察官に適用する。

(別表第2)(第6条関係)

一般職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 147,200	円 198,100	円 234,900	円 268,600	円 295,100	円 326,000	円 370,700	円 416,800

2	148,300	200,000	236,500	270,600	297,300	328,300	373,300	419,300
3	149,500	201,800	238,100	272,400	299,700	330,600	375,800	421,900
4	150,600	203,600	239,700	274,500	301,800	332,900	378,400	424,300
5	151,800	205,200	241,100	276,300	303,800	335,100	380,400	426,200
6	152,900	207,000	242,900	278,200	306,100	337,200	382,900	428,600
7	154,000	208,900	244,400	280,200	308,500	339,400	385,300	430,700
8	155,100	210,700	246,000	282,300	310,700	341,700	387,800	433,000
9	156,200	212,300	247,300	284,400	312,600	343,600	390,300	435,000
10	157,700	214,200	248,800	286,400	315,000	345,900	393,000	437,200
11	159,000	216,000	250,400	288,500	317,200	347,900	395,700	439,300
12	160,300	217,800	251,900	290,600	319,600	350,100	398,500	441,500
13	161,700	219,300	253,400	292,600	321,700	352,000	400,900	443,200
14	163,200	221,100	254,900	294,800	323,900	354,000	403,300	445,000
15	164,700	222,900	256,300	296,800	326,100	356,100	405,500	447,100
16	166,400	224,700	257,700	298,900	328,300	358,100	408,000	449,100
17	167,700	226,400	259,200	300,700	330,200	359,800	409,800	451,100
18	169,200	228,200	260,900	302,700	332,300	361,900	411,800	452,900
19	170,800	229,800	262,600	304,900	334,300	363,700	413,800	454,700
20	172,300	231,400	264,400	306,900	336,400	365,700	415,600	456,500
21	173,700	232,900	266,100	308,900	338,100	367,600	417,600	458,300
22	176,500	234,600	267,900	311,000	340,200	369,600	419,400	459,900
23	179,100	236,200	269,600	313,100	342,300	371,600	421,200	461,300
24	181,800	237,900	271,400	315,200	344,400	373,500	423,200	462,800
25	184,500	239,000	273,300	316,900	345,900	375,600	425,000	464,200
26	186,300	240,500	275,300	319,100	347,800	377,500	426,600	465,600
27	187,900	242,000	277,100	321,100	349,700	379,600	428,100	466,900
28	189,700	243,300	278,900	323,200	351,700	381,600	429,700	468,100
29	191,200	244,600	280,700	324,900	353,300	383,100	431,400	469,200
30	192,900	245,800	282,600	327,000	355,200	385,000	432,700	469,900
31	194,800	246,900	284,600	329,100	357,200	386,800	434,000	470,700
32	196,500	248,100	286,300	331,200	359,000	388,400	435,200	471,400
33	198,100	249,400	287,800	332,500	361,000	390,300	436,500	472,100
34	199,600	250,500	289,800	334,500	362,800	391,700	437,800	472,900
35	201,100	251,800	291,600	336,500	364,600	393,300	439,100	473,600
36	202,600	253,100	293,500	338,600	366,400	394,900	440,300	474,300
37	204,000	254,000	295,200	340,500	367,800	396,300	441,600	474,800
38	205,300	255,400	296,900	342,500	369,100	397,500	442,400	475,400
39	206,500	256,900	298,800	344,500	370,600	398,800	443,200	476,000
40	207,800	258,300	300,600	346,500	372,000	399,900	444,000	476,600
41	209,200	259,700	302,100	348,400	373,300	401,000	444,600	477,100
42	210,500	261,200	303,900	350,300	374,200	402,200	445,400	477,600
43	211,800	262,600	305,400	352,200	375,400	403,500	446,100	478,000
44	213,100	263,900	307,000	354,100	376,500	404,600	446,800	478,300
45	214,300	265,100	308,700	355,700	377,300	405,300	447,600	478,700
46	215,600	266,500	310,400	357,100	378,200	406,000	448,400	
47	216,900	267,900	312,000	358,600	379,200	406,700	448,800	
48	218,300	269,200	313,800	360,200	380,100	407,500	449,500	
49	219,400	270,400	314,700	361,800	381,000	408,100	450,000	
50	220,500	271,500	316,200	362,600	381,800	408,700	450,500	
51	221,500	272,800	317,800	363,800	382,600	409,200	450,900	



	52	222,700	274,100	319,400	364,900	383,400	409,600	451,300	
	53	223,800	275,200	321,000	365,800	384,200	410,000	451,700	
	54	224,800	276,300	322,700	366,900	384,900	410,300	452,100	
	55	225,700	277,600	324,300	367,800	385,600	410,600	452,500	
	56	226,700	278,900	325,800	368,900	386,300	410,900	452,800	
	57	227,100	279,900	327,400	369,900	386,800	411,200	453,100	
	58	228,100	280,900	328,600	370,600	387,400	411,500	453,500	
	59	228,900	281,800	329,800	371,300	388,000	411,800	453,800	
	60	229,700	282,900	331,000	372,000	388,800	412,100	454,100	
	61	230,400	284,000	331,800	372,400	389,200	412,500	454,400	
	62	231,400	285,100	332,700	373,000	389,900	412,800		
再任用 の警察 職員以 外の職 員	63	232,300	286,000	333,500	373,700	390,500	413,100		
	64	233,200	287,000	334,300	374,500	391,100	413,400		
	65	233,900	287,500	335,200	374,800	391,500	413,700		
	66	234,700	288,400	335,600	375,500	392,100	414,000		
	67	235,600	289,200	336,400	376,200	392,700	414,300		
	68	236,600	290,100	337,200	376,900	393,400	414,600		
	69	237,400	291,100	338,000	377,200	393,800	414,800		
	70	238,100	291,900	338,700	377,800	394,300	415,100		
	71	238,700	292,700	339,400	378,500	394,800	415,400		
	72	239,500	293,500	340,100	379,200	395,400	415,700		
	73	240,300	294,400	340,600	379,500	395,700	415,900		
	74	241,000	294,900	341,300	380,100	396,100	416,200		
	75	241,800	295,300	341,800	380,800	396,500	416,500		
	76	242,400	295,800	342,400	381,400	396,900	416,700		
	77	243,100	296,000	342,700	381,800	397,200	417,000		
	78	243,900	296,300	343,200	382,300	397,500	417,300		
	79	244,700	296,500	343,600	382,900	397,800	417,600		
	80	245,400	296,900	344,100	383,400	398,200	417,800		
	81	245,900	297,100	344,500	384,000	398,400	418,000		
	82	246,700	297,300	345,000	384,600	398,700	418,300		
	83	247,400	297,700	345,500	385,100	399,000	418,600		
	84	248,100	298,000	346,100	385,400	399,200	418,800		
	85	248,700	298,300	346,400	385,800	399,400	419,000		
	86	249,400	298,700	346,800	386,300	399,700			
	87	250,100	299,000	347,300	386,700	400,000			
	88	250,800	299,400	347,700	387,100	400,200			
	89	251,400	299,700	348,000	387,500	400,400			
	90	251,900	300,100	348,400	388,000	400,700			
	91	252,200	300,400	348,900	388,400	401,000			
	92	252,600	300,800	349,300	388,900	401,200			
	93	252,900	301,000	349,500	389,200	401,400			
	94		301,200	349,900	389,700				
	95		301,500	350,400	390,100				
	96		301,900	350,900	390,500				
	97		302,100	351,100	390,800				
	98		302,400	351,500	391,300				
	99		302,800	351,900	391,700				
	100		303,300	352,200	392,100				

	101		303,500	352,500	392,400				
	102		303,800	352,900					
	103		304,200	353,300					
	104		304,500	353,700					
	105		304,700	354,200					
	106		305,000	354,600					
	107		305,400	355,000					
	108		305,700	355,500					
	109		305,900	356,000					
	110		306,300	356,400					
	111		306,700	356,700					
	112		307,000	357,000					
	113		307,200	357,500					
	114		307,400						
	115		307,700						
	116		308,200						
	117		308,400						
	118		308,600						
	119		308,900						
	120		309,200						
	121		309,600						
	122		309,800						
	123		310,100						
	124		310,400						
	125		310,700						
再任用 の警察 職員		191,700	219,800	260,700	280,500	295,900	321,800	364,400	398,300

(備考) この表は、警察研究職給料表の適用を受けない一般職員(人事委員会の定める者を除く。)に適用する。

(別表第3)(第6条関係)

警察研究職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 147,400	円 198,100	円 286,200	円 338,600
	2	148,500	200,800	288,600	340,800
	3	149,700	203,200	291,100	343,100
	4	150,800	205,700	293,500	345,100
	5	152,000	208,200	295,900	347,000
	6	153,300	210,600	298,100	349,100
	7	154,600	212,900	300,200	351,300
	8	155,900	215,200	302,200	353,300
	9	157,100	217,300	304,400	355,000
	10	158,800	219,700	307,000	357,100
	11	160,400	222,200	309,700	359,200
	12	162,100	224,600	312,500	361,200
	13	163,600	226,600	314,700	363,200
	14	165,500	229,100	317,300	365,200
	15	167,500	231,500	319,900	367,000

	16	169,500	234,000	322,800	368,900
	17	171,400	236,200	325,400	370,700
	18	173,600	239,100	327,700	372,600
	19	175,900	242,100	329,900	374,400
	20	178,000	245,000	332,100	376,400
	21	180,300	247,600	334,300	377,900
	22	182,700	250,300	336,400	380,000
	23	185,100	252,900	338,400	381,700
	24	187,400	255,600	340,400	383,600
	25	189,600	258,400	342,400	385,100
	26	191,800	260,900	344,300	386,800
	27	193,900	263,200	346,200	388,800
	28	196,100	265,500	348,000	390,700
	29	198,200	268,100	349,900	392,400
	30	199,900	270,400	351,700	394,400
	31	201,700	272,300	353,200	396,300
	32	203,400	274,400	354,900	398,300
	33	205,300	276,200	356,200	399,900
	34	207,200	278,200	357,600	401,700
	35	209,200	280,400	358,900	403,400
	36	211,100	282,300	360,500	405,200
	37	212,600	284,300	361,700	406,400
	38	214,600	285,800	363,100	408,000
	39	216,500	287,000	364,300	409,400
	40	218,500	288,500	365,800	410,800
	41	220,300	290,000	366,500	412,300
	42	222,200	290,900	367,600	413,600
	43	224,200	291,900	368,800	415,100
	44	226,100	292,900	370,000	416,700
	45	227,900	293,600	371,100	418,200
	46	229,800	294,900	372,300	419,400
	47	231,600	296,100	373,600	421,000
	48	233,500	297,300	374,800	422,700
	49	235,200	298,700	375,900	424,000
	50	237,100	300,000	377,200	425,400
	51	238,800	301,100	378,500	427,000
	52	240,500	302,200	379,900	428,400
	53	242,000	303,500	380,600	429,800
	54	243,800	304,700	381,600	431,300
	55	245,500	306,000	382,500	432,700
	56	247,200	307,100	383,500	434,100
	57	248,400	308,000	384,400	435,200
	58	249,600	309,100	385,200	436,600
再任用	59	250,600	310,300	385,900	438,000
の警察	60	251,800	311,400	386,600	439,300
職員以	61	252,900	312,300	387,200	440,100
外の職	62	254,000	313,500	387,900	441,100
員	63	254,900	314,600	388,900	442,100
	64	256,100	315,700	389,800	443,000

65	257,300	316,500	390,400	443,900
66	258,300	317,700	391,200	444,700
67	259,400	318,600	392,000	445,400
68	260,300	319,600	392,800	446,200
69	261,300	320,600	393,500	446,600
70	262,700	321,600	394,200	447,200
71	264,200	322,800	394,900	447,700
72	265,600	323,900	395,600	448,200
73	267,000	324,400	396,300	448,700
74	268,400	325,400	396,900	
75	269,800	326,500	397,500	
76	271,000	327,700	398,300	
77	272,100	328,800	399,000	
78	273,300	329,800	399,600	
79	274,600	330,700	400,200	
80	275,800	331,700	400,800	
81	277,000	332,800	401,400	
82	278,300	333,600	402,000	
83	279,700	334,300	402,600	
84	280,900	335,100	403,300	
85	282,000	335,600	403,800	
86	283,100	336,100	404,300	
87	284,500	336,700	404,800	
88	285,700	337,200	405,500	
89	286,500	337,500	405,900	
90	287,700	338,000	406,400	
91	288,700	338,500	406,900	
92	290,000	339,000	407,700	
93	290,900	339,300	408,100	
94	291,900	339,700	408,600	
95	292,900	340,200	409,100	
96	294,000	340,700	409,800	
97	294,300	341,300	410,200	
98	295,200	341,800		
99	295,900	342,300		
100	296,800	342,800		
101	297,700	343,300		
102	298,500	343,800		
103	299,200	344,300		
104	299,900	344,800		
105	300,600	345,300		
106	301,100	345,700		
107	301,600	346,300		
108	302,100	346,700		
109	302,300	347,200		
110	302,700	347,600		
111	303,000	348,100		
112	303,400	348,500		
113	303,700	349,000		
114	304,000	349,400		

	115	304,300	349,900		
	116	304,600	350,300		
	117	304,900	350,900		
	118	305,300	351,300		
	119	305,600	351,700		
	120	306,000	352,100		
	121	306,300	352,500		
再任用 の警察 職員		222,100	264,200	289,600	332,900

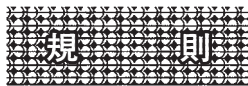
(備考) この表は、長野県警察本部に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する一般職員で人事委員会の定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。  
(実施規定)
- この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。  
(給与の内払)
- この条例による改正前の長野県警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて、平成30年4月1日以後の分として警察職員に支払われた給与は、この条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

警 務 課



人 事 課

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年12月25日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第49号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第36の消防防災航空センターの項中

安全運航管理幹	ヘリコプターの安全運航に関する専門的事務の総括掌理
---------	---------------------------

を

安全運航管理幹	ヘリコプターの安全運航に関する専門的事務の総括掌理
航空指導幹	主任航空専門員としての職務及びヘリコプターの操縦の指導

に改める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年12月25日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第8号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第34条第4項に規定する100分の25を超えない範囲内で」を「第34条第4項に規定する」に改める。

第11条第1号中「100分の180」を「100分の190」に、「100分の220」を「100分の230」に改め、同条第2号中「100分の85」を「100分の95」に、「100分の105」を「100分の115」に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「100分の190」を「100分の185」に、「100分の230」を「100分の225」に改め、同条第2号中「100分の95」を「100分の90」に、「100分の115」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、